

大日本名和四會

考八十一編

東京近郊
名所圖會
第六卷

第六卷

刊增報畫俗風

新東京名所圖會

付二冊一每
錢一枚郵錢五十金價定

○上	○淺草園	○野公園
○芝	○麹町、愛宕、清水谷公園	○川公園
○隅	○湯島、根津、白山、王子、高田公園	○深川公園
○本	○坂本、日比谷、道灌山、飛鳥山公園	○所
○茶	○堤	川
區	上、中、下	上、中、下
區	全三冊	全三冊
一、二、三	全三冊	全三冊
全三冊	全三冊	全三冊

○○○○○○○○○○○○○○○○
幾下本小牛四赤麻芝京日神麿東京總說并內廓之部

上、中、下、下	ノ二	全四册
上、中、下	ノ二	全五册
上、中、下	ノ二	全四册
上、中、下	ノ二	全三册
一、二、三、四、五		全五册

○鎌倉名所圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○香取名所圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○東本願寺葬式圖會 全一冊 定價廿錢 郵稅一錢五厘

○鹿島名所圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○臺灣蕃俗圖會 上、下 全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢

○東京歲事記 上、下 全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢

○京都大博覽會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○日本婚禮式 上、中、下 全三冊一冊定價三十錢 郵稅一錢

○貧都三十年祭圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○豐公三百年祭圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○慶事集 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢

○東京勸業博覽會圖會 全五冊 定價三十錢 郵稅二錢

○新青年の祝 全一冊 一冊十五錢 郵稅一錢

○舊原大神 千年大祭圖會 全二冊 定價四十錢 郵稅二錢

○第五回 内國勸業博覽會 上下 全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢

○日清義人圖會 紀念大會圖會 全一冊 定價十五錢 郵稅一錢五厘

○雪況圖會	○足尾銅山圖會	○郵船圖會	○伊豆七島圖會	○橫濱名所圖會	○成田鐵道名勝誌	○江島名所圖會
全一冊 定價卅五錢 郵稅一錢	全一冊 定價五十錢 郵稅二錢	全一冊 定價三十錢 郵稅一錢	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢
上、下全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、下全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
上、下自一編至五編全五冊一冊定價十五錢 郵稅一錢	上、下自一編至十編全二冊一冊定價二十錢 郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢
○世聖治火災消防圖會	○明治三十三年各地災害圖會	○日清戰爭圖會	○江戸の華	○臺灣征討圖會	○支那戰爭圖會	○西本願寺葬式圖會
上、中、下全三冊一冊定價二十錢 郵稅一錢	上、中、下全三冊一冊定價二十錢 郵稅一錢	全十冊一冊定價	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢
全一冊 定價三十錢	全一冊 定價三十錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢	郵稅一錢

大日本名所圖會第八十一號目次

明治四十三年十月十五日發行

東京近郊名所圖會第六

○口繪

中川大橋の風景

○挿繪

砂村稻荷神社

富岡元八幡神社

東葛西領半田稻荷社

○寫眞

中川大橋、舊番所跡、龜戸水神松、富士淺間神社

日本製糖株式會社、大島神社、逆井橋、東京硫酸

株式會社、持寶院、上妙寺、砂村火葬場、元神明

塚、役流山不動院、富岡元八幡神社、龜高稻荷社

稻氣稻荷鳥居、行徳通り通運丸、

○小名木川

小名木川兩岸の工場

○堅川

中川御番所跡

○横十間川

堅川其他沿岸の會社病院の重なる者

○龜戸町

萩寺 萩を植し原由

○長壽寺

オイテケ堀

○鰐戸停車場

持寶院

○普門院

尊空社

○東覺寺

地藏堂

○妙久寺

志演神社

○太平神明社

八幡神社

○上妙寺

稻荷神社

○堺橋

打物師

元神明
境川
茶園場

元メ川

砂村稻荷神社

八幡神社

二階造りの公許
南葛飾郡の素人力十團

不動院

中川のばらく松

○さぶの松

○中川

中川大橋

○小松川村

小松川

國御成

普通寺

○船堀村附近

船堀川

文政年間に於ける船堀附近の實況

○金町半田稻荷神社の道しるべ

半田稻荷神社

葛西邊松

金町停車場

○葛西の名產

○葛西御厨

○追記瀧野川の補遺

近藤守重甲胄石像に關する上申書

○正福寺 旗上石

光明寺
淨心寺

龜戸の奉牛花

天明の大水

寶蓮寺

太郎稻荷神社

勝智院

羅漢寺の舊蹟

愛宕神社

念佛堂跡

稻荷神社

這松

寶塔寺

兜塚稻荷神社

中川御番所跡

慈光院

砂村の景況

文政年間の產物

本ウロク島

八代將軍の休息所

龜高稻荷神社

持寶院

稻荷神社

尊空社

妙久寺

地藏堂

志演神社

八幡神社

上妙寺

稻荷神社

堺橋

打物師



大日本名所圖會第八十一號

山下重民編

○東京近郊名所圖會 其六

◎東郊の部第三

本編は有名なる龜戸萩寺より大島町に入り。羅漢寺と中川番所の蹟を尋ね。砂村に至りては砂村神社、富岡八幡神社等の現況を訪ひ。小松川の鶴御成を詳記し。船堀附近を歴巡し。葛西金町なる半田稻荷神社に及へり。附するに葛西御厨の事并に近藤重藏が

濱川に於ける甲冑石像に關する上申書を以てせり。富岡八幡神社等の現況を訪ひ。小松川の鶴御成を詳記し。船堀附近を歴巡し。葛西金町なる半田稻荷神社に及へり。附するに葛西御厨の事并に近藤重藏が濱川に於ける甲冑石像に關する上申書を以てせり。

◎小名木川

小名木川は。東方中川より大島町と砂村との間を過ぎて。西方大川に通する直線の河渠にして。西方なる深川區西大工町地先に至り大川に會す。幅員は十八間三尺。干潮面以下の深

五尺五寸乃至六尺五寸。

當川は慶長年間小名木四郎兵衛の開鑿せし所なるを以て名くといふ。又ウナキザハといふは即ち鰻澤の轉したるなりともいへり南葛飾郡大島町に於ける架橋には進開橋（上下大島の間より八右衛門新田に至る）及び九・八橋（大島より治兵衛新田に至る）あり。

九月十二日小名木川の岸を過ぐ。人々縫網を以て魚を掬ふ。其の數五十人以上ならむ。就て其の携る所のバケツを見るに悉く錦魚なり。蓋し八月十三日以來洪水に際し。何れよりか逸出し今尙ほ此川にさまよひ居るものと知らる。川中の錦魚は平素見るを得ざる所なり。

◎小名木川兩岸の會社工場

小名木川南北の沿岸には會社、工場多し。蓋し水運の利便あるに因るものなるべし。今横十間川以東に屬する重なるものを擧れば左の如し。

南 岸

古河駅炭所八右衛門新田 鈴木鐵工場治兵衛新田 日本醤油株式會社同
大日本製糖株式會社 同製糖場 同 帝國製粉株式會社 同 高野
精米所新田 又兵衛新田是は少
田新食鹽株式會社又兵衛新田是は少 南に入れり

北 岸

東亞製粉株式會社下大島 富士瓦斯紡績株式會社 大島 日本製
粉會社分工場 小名木

右の内に就て二三の會社を左に概説すべし。

大日本製糖株式會社は。砂村大字治郎兵衛新田四百七十九番地に在り。もと鈴木藤三郎の經營に成れる赤糖再製の製造所なりしが。明治二十九年一月資本金三拾萬圓の株式會社と爲し。同年八月六拾萬圓に。三十二年四月二百萬圓に。三十八年一月四百萬圓に増加し。三十九年十一月大阪の日本精糖株

式會社を合併し。資本金總額千二百萬圓となり。工場建坪は

一萬五千餘坪。五千馬力の原動力を用ひ。千五百人の職工を使役す。

東亞製粉株式會社は。大島町大字下大島町に在り。明治三十九年九月の創立にして。支店を清國漢口に置く。日清兩國に

於て麥粉の製造販賣及び清國に於て倉庫業並に之に附帶する事業を營むを以て目的とす。資本金は三百萬圓なり。會長は大橋新太郎氏とす。

富士瓦斯績紡株式會社は。大島町大字大島町に在り。明治二十九年九月の創立にして。資本金二百萬圓なりしが。三十六年七月小名木川綿布株式會社を合せ。同年八月日本絹綿紡績株式會社を買收し。三十九年九月東京瓦斯紡績株式會社を合併して資本金八百萬圓となれり。會長は濱口吉右衛門氏なり。もとは富士紡績株式會社と稱し。日本橋區堀江町一丁目五番地に在りたるものなり。

◎堅川

堅川は。本所區元町一ノ橋大川口より松代町三丁目に至りて。當郡に入り。龜戸町と大島町との間を歷て中川に達す。幅員

八間二尺。干潮面以下の深さ四尺乃至六尺五寸。

此川は萬治二年己亥大橋即ち今の兩國橋を架して。本所の地を開拓するに及び。横川十間川等と同じく鑿開したるもの

日清紡績株式會社 小梅小倉製油所中郷出村 東京人造肥料株式會社 山崎
花王石鹼製造所請地東京モスリン紡績株式會社 中居堀西キヤラ
コ製織株式會社 龜戸

右の内一二會社の概況を左に紹介すべし。

松井モスリン製造所は。龜戸町大字五ノ橋町に在り。もと東京毛絲紡績合資會社と稱し。明治三十五年六月の創立なりしが。三十八年四月松井善次郎之を譲り受けて。毛絲紡績及びモスリン其の他毛織物の製造所と爲し。男女職工千餘人を使用す。

東京モスリン紡績株式會社は。吾嬬村大字請地六百五十一番地に在り。明治二十八年十二月の創立にして。其の建坪六千六百餘坪あり。職工三千五百人を使用し。毛絲紡績及びモスリン其の他毛織物製造に從事す。初め資本金百萬圓なりしが四十年二月二百萬圓に増加せり。

◎龜戸町

當町の事は前號に記載したるが。其の半に過ぎざれば。こゝに相續きて詳記すること、せり。

「ぬれて行く人もおかしや雨の萩」と蕉翁の句碑あり。萩の

とす。

架橋には相生橋（龜戸町字松代町四丁目より大島町字深川本村に至る）五之橋（龜戸町大字五橋町より大島町字古元と茅場の間に至る）あり。

◎横十間川

横十間川は。龜戸町柳島砂原の北西端より南流し。龜戸町。大島町、砂村の西邊を過ぎて。深川區東平井町に至る。十間川の縱流なるに對し。横流なるを以て名く。十間とは其の幅員の十間あるより稱し來れり。但今は其の實十四間四尺あり。干潮面以下の深さは。三尺乃至四尺五寸。

西岸は本所區及び深川區にして。市郡の境界線たり。架橋には柳島橋（北十間川よりの入口）天神橋（龜戸）旅所橋（松代町四丁目）清水橋（深川本村）大島橋（上大島）岩井橋（永代新田）あり。

◎堅川其他沿岸の會社工場病院の重なる者

堅川相生橋以東北岸の分

松井モスリン製造所五橋町東洋モスリン株式會社 西淺間

知命堂脳病院 東淺間 日本化學工業會社 道井橋際

同南岸の分

東京硫酸株式會社 高貝洲

横十間川天神橋以南東岸の分

龍眼寺は慈雲山と號し。無量院と稱す。天台宗にして淺草東光院の末なり。本尊正觀音は立像にて。長一尺五寸許。傳教大師の作なりと云。開山は良博。應永十五年に寂す。

砂子に慈雲山龍眼寺、龜戸とありて。殖髮聖德太子、推古天皇の勅願にて。大和國大安寺の本尊なりしに。文覺上人傳得てより當時此寺に安置。太子堂建立のため明和三年より當寺の庭に萩を多く植たり。もとより池清く水潔くして秋ごとに萩の花さかは錦をつらね。鹿の音なからうつしてして地して。貴賤群をなし。萩寺といひならばせり」とあり。然れども風土記稿に據れば。萩を始て栽しは明和二年にならず。即ち元祿六年（今より二百八八年以前）にて。其の後中絶せしを明和七年に至り住持義海更に増植せしものなりといふ。安永年間高辻大納言家長卿は

きゝしより見る目そまさる此寺の

庭にありしく萩のにしきは

と詠せられしといふ。其の後安政二年の大震と翌年の洪水に遇ひて。其の根も絶えなむありさとなり。明治に至り世の變り行くに隨ひ。僅かに三四株のみ荒れたるまゝに庭の隅にありしが。十五年の秋西四辻卿其の筋の御内命を帶び。此寺に臨まれ。荒れにし園をながめられ。いたく惜み給ひ。

花にきゝしむかしの跡のそれとのみ・

匂ひ殘れる秋萩の花

夏瘦を驚く秋の寝覺かな

夢佛庵くにか

と詠じ。空しく杖を廻されたり。かゝりしかば當時の住職神田順達何とかして復舊せむものと種々に心を勞し力を盡し。多數の萩を植足し。十九年の秋の頃より漸く盛になりしといふ。

住職の談に云。當寺萩の種類は四五十種あれども。白萩は少し。曩歲白萩を殖さむと思ひ居りしに。越後の村松といふ處の人尋ね來り。當園には赤萩多き也。郷里は白萩のみなれば。其の種類を交換せられたしとの望に任せ。速かに之を交換して栽培せしに。村松に送りし赤は一年のみにて。二年目よりは赤の中に白の斑紋を現し。遂に全くの白と變じ。當寺に取り寄せし白の分も同一にて漸次赤となりぬと。蓮花にもかかる現象あり。少數者は多數者の爲めに化せらるゝものにや。縱覽時限は毎朝七時より午後五時までにて。先づ表門を入りて右に行けば兩側一面の萩にて。それより路屈曲して枝折門を入り。垣根に沿ひて進めは觀萩亭と扁する草亭あり。右に折れて蓮池の畔に出れば。圮橋の兩側に萩多く茂りて。渡る人は花の車。葉末の露を分け行くやうに見えて面白し。こゝを過ぎ。本堂と庫裡の間に出て裏門より去るべし。

園内には明和五年に建てし前記蕉翁の句碑の外左の碑あり。

ひと色をそのゝ錦や萩見寺

冬嶺

萩を植し原因なりとて世に傳ふる一説あり。往時此寺の附近は往來人稀にして淋しかりしかば。屢々追剝の賊出るとて。龍眼寺をば剝寺と綽稱したり。住持之を憂き事に思ひ。或人に謀りしに。そは萩を多く植るに若かずとの速智に感し。其の如くせしに。來觀者も次第に多く。追剝の出づべき處もなくなりて。全くの萩寺といへる勝地とはなりたり。

當寺表門に双置せる仁王尊の木像は小形にして。他には見ざる所なり。門前に歡喜尊天。聖觀世音安置の石標並に龜戸七福神布袋尊の標示あり。

門内の太子堂には。聖德太子自作と稱する長二尺五寸許の像を安置す。之を殖髮聖德太子と號す。推古天皇の勅願にて。

大和國大安寺の本尊なりしが。故ありて當寺に移せしといふ。

堂前樹下に俳句の碑二基を建つ

露の世にこほれぬ露や萩の上 明治七年建る所

春盛る梅のうしろよ萩の花 百壽

今年八月十三日以來の大洪水にて。將さに綻ひむとせし萩を荒らし。秋色を失ひしは洵に惜むべきことなり。

萩を植し原因

萩寺の名は萩を植しより起れるはいふまでもなき所なるが。其の萩を植るに至りし原由は前に傳説を略記したるが。博聞

雑誌第四十六號明治二十二年九月廿日にも其の説見えたれば。參證として

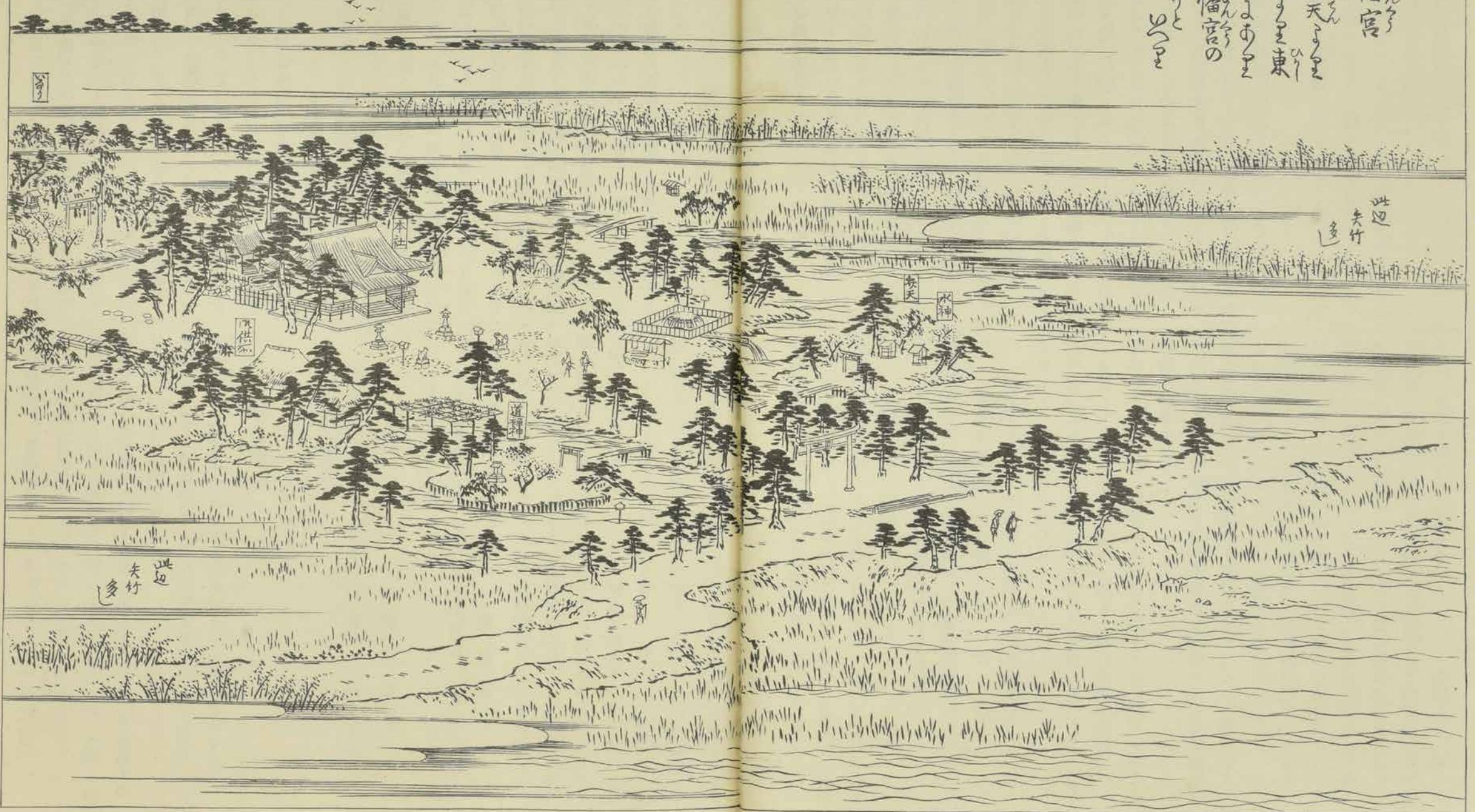
砂村
とみむら
富岡元八幡宮

測崎
そくざき
安天
あんてん

大丁
おおひら
あすま東
ひがし
の海濱
かいひん
より
川
かわ
八幡宮
はちまんぐう

旧北
きゅうほく

北
ほく



在に之を掲ぐべし。

東京本所龜井戸村なる龜井戸天神の近隣に慈雲山龍眼寺と云へる寺あり。後園に萩多くありて。中秋の花盛りには頗る美觀の名區なれば。世人之を萩寺と稱し遊覽の場所とせり。然るに此寺を萩寺と稱する原因に付。種々の奇説あり。楓樹隨筆に曰く。昔此寺の住僧身持惡敷。博奕を好み人を集め。殊に彼僧博奕上手なる故。行人皆負たる故いつともなくハギ寺と云ふ名をかへり。其の次なる住僧は清僧なれば。ハギ寺の名消ざる事をなげきけり。其比る御右筆を勤ける野本文右衛門は併諸に名高く。俳名神魚とよび五色墨の一人なり。此神魚にまじはうければ相談せしに庭に萩を植。盛りの頃所望あらば。人に見せ候得と云。住僧喜び教の如くせしに。果して見物群集して萩寺とよべり。今は其惡名を知れる人もなくて萩寺とのみ云へりと。又素軒隱士の説に云く。此寺を萩寺といふは。いつの頃よりぞといふに。今を去ること百二十四年前明和三年の秋よりなり。其かみ當所のあたりは徑草茫々しどろもどろに蟲鳴きて。黃昏よりは行きがふ人も稀なれば奪衣賊當寺の門前に徘徊し。たま／＼往來の者あれば。跳り出て威嚇し。著たる衣を剥き取らなどすれば。人懼れて彼所を奪衣賊の出る寺とし。逐剝寺と異名し。略しては唯。剝寺とてそ呼びたりしが。住僧某之を嘆き。何卒彼の惡名を除かんものと一策を案じ。寺前の草莽を刈りはらひ。數株の萩を

移植しに。其年の秋より庭中池邊は更なり。堂前庫裏のあたりまで。一面に花のむしろと成りしかば。こを聞傳へし騒人雅客杖を曳く者夥しく。忽ち繁昌の地となれり。それより奪衣賊もいぢずなり。逐はぎ寺の名は忘れられて。萩寺といふ雅びたる名ぞ遺りけると。兩説何れか是なるを知らざれども。何れに致せ何か故ありて萩を植初めしものなるべし。」

雨中萩 和歌題

胡枝花發亂成叢

勾引遊人蹊自通

一雨黃昏秋冷淡

矯容却在濕紅中

胡枝花

薄命佳人寄梵家

柔荑日拂佛幢霞

秋風一曙生天去

石上唯留落蕊花

○

長壽寺

長壽寺は。龜戸町三百六十七番地即ち龍眼寺の南方に在り。瑞龜山と號す。曹洞宗にして近江國愛知郡高野村永源寺の末裔也。當寺は市橋下總守の先祖伊豆守の開基にして。其の位牌に延命寺殿節翁宗竹大居士。天正十三年三月十三日と記す。

中興開山は。圓證和尚にて。安永三年十月二十六日寂す。本尊は聖德太子自作と稱する長一尺五寸許の立像を安置す。當寺は市橋下總守の先祖伊豆守の開基にして。其の位牌に延命寺殿節翁宗竹大居士。天正十三年三月十三日と記す。

● オイテケ堀

オイテケ堀とは。俗に本所七不思議の一に算する所なり。此堀にて釣を垂れば。獲鱗甚だ多し。黄昏携へて歸らむとすれば。堀の中に聲ありて「オイテケ！」と呼ぶと傳へたり。オイテケとは其の魚を此堀に置て行けとの義なり。是れ此名の因て起る所なり。曩に本所區名所圖會を編するに當り。本所の久住者數人に尋ねしに。皆今は埋れてなしとのよしを答へたれば。其の如く記し置きしに。近刊の陸地測量部の地圖龜戸町字横川。清水の間長方形の池ありて。オイテケ堀と明記しあり。

是に於て九月十八日之を實査せしに。圖上の位置に正しく在り。四方樹木なく。釣堀の如くなり居りて。物凄き光景など絶えてなし。其の北鐵道線に沿ひし方面に葦叢の茂れる廣き水の湛へたる處あり。群童はこゝにて魚を掬ひ居たり。初め五橋町の方より入りしに小渠に土人五六綱もて魚を捕ふるあり。試みにオイテケ堀を尋ねしに。甲は云。オイテケ堀は水神の傍に在り。今は埋めて田となしたるが。毎年陥落して全く埋る能はずと。乙は云ふ。オイテケ堀は彼に在りと即ち圖上に在る所の池を指せり。甲は始て之を知りたりと見えて。不思議なり。オイテケ堀は一處に止らざるにやといへり。甲の言も偽りにはあらざるべく。別にかくいひ傳へたる池ありしと知らる。曩に今は埋れてなしといひし人ありしは甲の指

たゞく落葉の音寒き夜は
元文三年正月建る所。元房は松本氏なり。

俳句碑一基

散ときのそのあやかりは櫻かな
來た道へたつね當りし花野かな

他に二句を記す。蓋し四季の詠なり。其の名を逸す。

右の二碑は鐘堂の傍芝山に在り。
觀世音の露像は北面し石臺の上に安坐し。頗る大なり。近年建設せしものと見ゆ。
古筆了意翁之碑墓域に至る途に在り。傍に龜戸七福神開運毘沙門天の標示札を建つ。
堂前の老松（大さ二圍）は風姿愛すべし。其の下枝は惜哉今秋洪水の爲めに赤色に變じたり。其の枯るや知るべし。
慈眼水は何れにありしか發見せざりし。

● 東覺寺

東覺寺は龜戸町に在り。明王山と號す。眞言宗新義派にして寺島村蓮華寺の末なり。
縁起に云。當寺往古草庵たりし頃。開山玄覺法印こゝに住せらる。然るに享祿四年辛卯或時負笈の優婆塞來りて投宿を乞求む。法印許諾し。其夜同床に安臥しぬ。翌朝法印疾起て佛間に入む。するに傍に一人の壯夫の茫然として立あり。法印怪み其故を問といへども。壯夫は聾啞の如くざらに答ふる

せし處をもて答へしにや。

● 龜戸停車場

龜戸停車場は。龜戸町大字龜戸上水神に在り。總武鐵道本線の一驛にして。是より東北に進み。中川を渡り平井村より銚子方面に至る。東武線は當驛より分歧し。北に向て進み。北十間川を越え。曳舟より足利方面に至る。

停車場を出て南行すれば。豎川五之橋に。北行すれば水神東宅地に出で夫より西行し。龜戸神社に至るを得べし。

普門院の事は前編に記載せしが。更に實見せし所の一ノ追記すべし。

表門は黒色にて寺名を標出せず。門前の人尋ねて始て之を知るを得たり。門内に大師の小堂あり。福聚海の扁額を掲ぐ天保庚子歎海書と署す。府内八十八箇所第四十番なり。傍に庚申塔を建つ。寛文八、延寶九、元祿二の刻字あるを認む。其の西に鐘堂あり。天井に雙龍を畫く。文久元辛酉村井氏應囁。六十九翁五峰と落款す。

歌碑一基

陽月六日岡氏宅にて即題 落葉

波雨そと聞しもあやなまきの戸を

元房

昔時歌舞妓狂言座元市村竹之丞といへる者。悟る所ありしと自性院は。豎川通り龜戸字五之橋町に在り。淨土宗にして。本堂の西畔なる地藏堂には子育地藏尊を安置す。東畔に鐘堂もあり。

見えて。舞臺より遁世し此寺に入て剃髪す。因て世に當寺を

竹之丞寺と稱し來れり。

●水神松

龜戸水神東宅地の東角道路の交叉點に一丘あり。老松散列す其の中大なるもの二株。一は南路に枕し。一は登口に聳ゆ。是ぞ陸軍の新地圖に記したる水神松なり。東麓に石の鳥居あり。明治四十二年九月。下之組と刻す。丘上小石祠を安く。

寶曆十二年壬午六月、願主黒澤氏とあり。水神祠なるや否記したものなきは惜むべし。

江戸砂子に。水神森。六あみたの南、松四五株あり、社なし龜戸寶蓮寺持」とあるものは是なり。當時は石祠もなかりしと見ゆ。

●富士淺間神社

富士淺間神社は。龜戸町の東端字東淺間耕地に在り。社宇西に向ひ假設富士山の上に鎮座す。石階十八級を踏みて達す。此石階は寶曆三年に築きし所なり。社頭に祝戰捷と題せし金字額を掲ぐ。凱旋軍士増田金松。鈴木時次郎、増田徳三郎とあり。山の東北は蓮田にして。錦苞初發の候には香風衣袂を襲ふ。山下には二十六夜同行と刻せし石燈籠あり。文政八年乙酉七月建る所に係る。其の南畔に一池あれど。長方形にて毫も風趣なし。一碑の文を鐫りたるを見る。就て檢するに左の如し。

泰平神明社
泰平神社は臥龍梅園の傍に在りといふ。江戸名所圖會に其の

圖あり。昔時の景を追想すべし。風土記稿に。「神明社往古大

樹の榎神木たりしが。此木枯たりしどき。天下泰平の文字蟲食しより泰平神明と尊稱すと云。香取中務持」とあり。砂子には神明小祠と題して云。梅やしきの隣九郎右衛門と云農家の地に榎あり。里民の云。淺草觀音を網にて引上し濱成、竹成の舟をつなぎたる木といひつたへたり。いぶかしき事にぞ。此木陰にいつのころか神明宮を勧請せしと也。追補に云。そのころ此あたりいかなる地にかありけん。山變て海となる。千餘年の地理論しがたし。」

江戸名所圖會に云。神明宮龜戸村に在り。相傳ふ上古此地は

一小島にして。其続りは海面なりしと。其頃渡海の船風浪の難に逢けるに。伊勢兩皇太神宮の加護により命を全ふせし報賽のため。此地に此御神を勧請なし奉り。宮居を營みしといふ。(往古は此地船多く泊る所なる故に入と唱へしを以て今も古きを失はずして此地字に呼ぶといふ)網干榎と云は社の傍にありて神木とす。

昔此邊ひとつゝきの海なりし頃。漁者の網を懸干たる故にしか號るといふ。今も此あたりの地を穿てば。土中より漁網に具する所の縫と名づくるもの出るとなり。因て海邊なりし證とするよし土人云ならはせり。此榎の一名を大平榎と號く。社地をも太平塚と稱せり。

たのみの辭

八

我淺間山は福媛の笄の漂著せしとか語りつぎて、笄の洲とも云、星移り歳かさなりて漸くあれしを。心ある人々相協り、宮を潔め山を繕ひぬれば、又天變地異の爲め崩れむこともやと、心やりて是を立る。有志者の語るま、にものし侍るは、明治庚子六月
吉 邦 千 哨
歌二首あれとも略す。此文は自家に於て責任を負はず。たのまれしまゝ之をしるすとの意なり。甚だ不親切といふべし。題して「たのみの解」といふ素より非なり。當社は淺間神社とはいへ。其の實は福媛なるや。又其の創建は何れの年なりやを明記せず。何人か宮を潔め山を繕ひしといふことをしるさず。何の爲めに碑を立たるや。「天變地異の爲め崩れむこともやと心やりて」とあれど。詳かにしるしてこそ其の詮あり。かくては存するも其の効なかるべし。之をたのみし者の無頼者も亦驚くべし。編者は多く碑を見たるが。此の如き無責任なるは始てなり。故にこゝに警告す。

砂子に。富士淺間社、龜戸の内本所六ヶ目邊、龜戸普門院持、毎年六月朔日參詣駒込の富士とかなじ」とあり。本年も當日祭事ありて賑ひたるよし。

●堺橋 打物師

堺橋は北十間川に架し。中井堀の方より龜戸に連絡す。現在のものは明治三十九年五月架する所なり。
此橋の南即ち龜戸遊園地に至る途上東側に打物師あり。藤原貞重と標名す。さかい橋の稱に對し。鍛工に名ある和泉國堺を想起せらる。

もと小村井村と龜戸村の接地なれば堺の名あり。

●光明寺

光明寺は。龜戸三千七百六十番地即ち錦華園の南に在り。龜命山と號し。遍昭院と稱す。天台宗にして淺草寺の末なり。弘治元年乙卯(三百五十六年前)の創立なりといふ。

地藏堂あり。延命地藏尊を安置す。俗に脚氣地藏と稱す。脚氣患者立願すれば驗ありといひ傳へ。賽するに扁額を以てするを例とす。

●淨心寺

淨心寺は。龜戸町摘翠園の西に在り。赤門に葛西三十三所觀音第三十二番と標示す。門内處々に萩あり。
當寺は清涼山と號し。寶燈院と稱す。淨土宗にして淺草清光寺の末なり。元和元年乙卯の創立にて。開山は鑑蓮社吟譽至山不通上人とす。寛永五年戊申七月二十六日寂す。
砂子には教智山とし。開山心譽上人大路和尚再興六世念譽人とあり。

● 寶蓮寺

寶蓮寺は。龜戸町水神東宅地に在り。東林山と號し。華藏院と稱す。真言宗新義派にして。寺島村蓮華寺の末なり。

當寺は嘉元元年の創立にて。開山は眞鑑法師。中興は證如。本尊は虚空藏、長四寸五分。行基の作或は安阿彌の作といへり。府内三虚空藏の一なり。所謂三虚空藏とは。北品川の養願寺、白山西坂下の正福寺及び當寺に安置せらるゝものゝ三體といふ。

明治初年まで吾嬬神社の別當職たり。

嘉元元年癸卯は今より六百八年前なり。

● 龜戸の牽牛花

龜戸は梅、藤、萩の名所なるのみならず。近來牽牛花も亦將さに名聲を振はむとす。即ち錦華園、敏樹園、壽松園、成趣園其の他龜戸神社内の陳列場等にて。毎日三千鉢以上の陳列あり。頃者業平橋まで電車の開通せし爲め。觀客は非常に増加せり。

因みに云。武江產物志遊觀類に「龜戸社内先年大牡丹あり。

天明の洪水に枯る」と見ゆ。惜しき事なり。

○ 天明の大水

今秋八月の大水には龜戸邊も悉く其の害を被りしが。百二十

目下橋の西に水茶屋あり。東に巡査派出所あり。橋西の南側は豎川の合流口なるを以て。釣魚船を繫留せり。賃貸して一日の清遊を試むべし。

中川の事は下項に記す

○ 大島町

大島町は。豎川と小名木川の中間に在りて。東方は中川に限り。西方は十間川に界す。即ち大島村、上大島町、下大島町、

猿江村、小名木村、平方村、龜戸村、中の郷出村、南北本所出村、六間堀出村、深川出村等を併合せしものに係る。

○ 大島村は。正保改定の國圖に載せず。元祿國圖に始て其の名を載す。高二百二十一石三斗九升七合段別二十町七段九

畝五歩の地なり。

○ 上、下大島町は。明暦三年百姓商家を作り。後ち永代賣地家作改の許可を得。全く百姓町たりしが。寶永三年府内町並に加へられ。町奉行の支配に屬せり。其の段別は九町五段七畝六歩とす。

○ 猿江村は元祿の郷帳に始て見ゆ。高百五十八石一斗七合とあり。其の名義は市内猿江町の條に辨せり。

○ 小名木村は。天正年間小名木四郎兵衛といへるもの開拓せしを以て名とすといふ。

○ 平方村は。慶長の頃河内國牧方の者來りて開發せしに因り名くといふ。牧を平に作る由來詳ならず。唯読み易き文字に改めしものにや。

小名 行徳川通 居村裏 猿川通

○ 龜戸村は。字西沖の島宅地邊をいひ。龜戸飛地は字東沖島耕地の邊をいへり。

○ 中之郷出村は。中之郷の飛地なり。

小名 新久

○ 釜屋 鍋屋

鍋釜の製造舗にて昔より有名なる釜屋鍋屋と稱する工舗は。小名木川通り大字大島に在り。軍隊、官衙等にて使用する巨

六之橋に在るを以てなり。
○ 六間堀出村、深川出村は。深川町の飛地にて。所謂在方分

なり。共に豎川通りに面せり。

接するに。大島の稱は往古龜島、柳島等と同しく水中の島嶼たりし時名けしものならむ。今も沖の島の小名あるを以て之を證すべし。

○ 釜屋 鍋屋

鍋釜の製造舗にて昔より有名なる釜屋鍋屋と稱する工舗は。小名木川通り大字大島に在り。軍隊、官衙等にて使用する巨

釜大鍋は此工舗より製出す。

砂子に云。釜屋六右衛門、鍋屋七右衛門五本松の邊なり。江都の地鍋釜は此二軒より鑄出す、外は大阪の天満、佐野の天明なり。

釜屋の横手入堀を釜屋堀と唱へ來れり。

○ 羅漢寺の舊蹟

天恩山羅漢寺の舊蹟は。舊龜戸村即ち小名木川より遠く北に入りし處に在り。今存在して昔を忍ばしむものは。道玄のベ石と舊門前の石橋のみなり。

昔は此處に本堂は勿論彼の螺堂即ち右繞三匝堂を首め。表門、御成門、天王殿(中門にて四天王、布袋、關羽の像を安置す)開

山堂(象先の木像を安置す)攝待所(毎年七月大施餓鬼法會の際。諸衆參詣者に非時を與ふる所なり)等ありて盛況なりしが。本所縁町に移りて。僅かに其の一部を留るの外此處には

一物もなし。

幕府時代には境内南方に別に一構を成せし將軍の茶亭ありたり。享保二十年始て建る所と云。當寺を以て膳所に充られしは。享保九年よりの事なり。

昔しは富士松と稱せし松樹ありしよし。延享元年始て植られしが。枯木となりしを以て寶曆九年に研伐せり。富士見の名の因て起りしは詳ならざれども。一説に江戸城富士見櫓よりの目印に植させられしものなりといへり。

羅漢寺の起原沿革並に五百羅漢の名稱と其の圖畫は。新撰

東京名所圖會本所區の條に載せたれば。就て看るべし。

●太郎稻荷神社

太郎稻荷神社は。小名木川丸八橋の北畔に在り。一に勝智稻荷と稱す。上下大島の鎮守なり。

入口に石の鳥居あり。明治二十五年九月十五日建る所。社殿は南面し。銅葺にて千木を揚げたり。

●勝智院

勝智院は太郎稻荷神社の西鄰に在り。愛宕山と號す。眞言宗新義派にして。龜戸町普門院の末なり。開山は榮瓊。延寶五年十二月十八日寂す。(二百三十一年前)もと太郎稻荷神社の

當寺に安置せる弘法大師は。荒川邊八十八所第七十六番の札所なり。

別當たり。

愛宕神社は。太郎稻荷神社の西鄰に在り。瓦葺の小社なり。稻荷神社と同じく大島の鎮守神なりといふ。

○念佛堂跡

念佛堂跡は。舊靈巖寺領の内にて愛宕神社の邊なりといふ。往昔靈巖寺の住僧松風之を設け。其の後珂碩和尚庵住せしが。洪水の爲に堂宇流失せしかば。本尊以下悉く荏原郡奥澤新田に移したりといふ。

●稻荷神社 這松

稻荷神社は。大島町大字平方の田間に在り。一區域を成したる松林中に鎮座す。木製の鳥居を建て社前に石路を敷けり。

盤水石に文政十丁亥年十二月吉祥日と刻す。

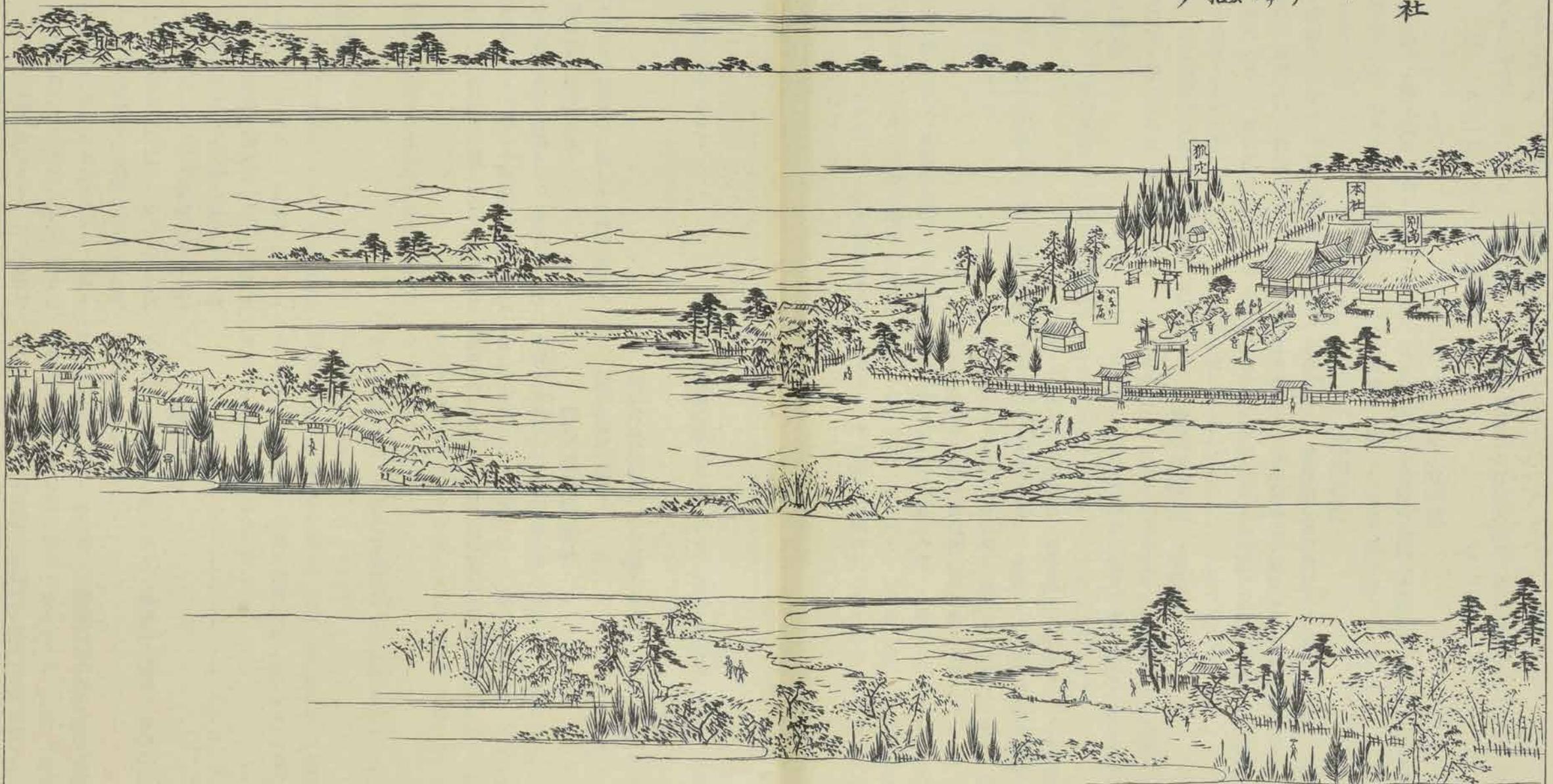
風土記平方村の條に云。稻荷社村の鎮守なり。小名木村實塔寺持。神木這松圍八九尺。根柢より長五間程地面に横りて半地に埋れり。其先より折曲て直立し。高四尺(丈か)餘に及べり。此木昔大獻院御遊歴の時。早く上覽に入しといふ。近

くは文化七年二月御薦守の時。上覽ありて奇木ならとの仰あ

りしとなり。因て之を檢せしに社東に地に横りて更に直立せし老松あり。但半地に埋れたる如き態なし。或は之を指して

半田稻荷社

東葛西領
金町小あ
来由ハ祥
遺小記す
拾



這松といひしにや。又舊株は枯たるにや。

寶塔寺は。大字小名木に在り。稻荷山と號し小名院と稱す。

真言宗新義派にして。龜戸普門院の末なり。

入口に高野山弘法大師など刻したる石標あり。寛政九丁巳年三月廿一日と刻す。又地藏堂あり。傍にも數個の地藏尊を安置し。中に享保十八癸酉十一月廿四日と記したるものあるを見る。

隣地に稻荷神社あり。舊小名木村の鎮守にて。昔時は當寺の所轄なりし。

○中川御番所跡

中川御番所跡は。小名木川の入口東北岸に在り。今は劍持市造氏の邸宅たり。庭園の觀るべきものあり。孤松中川の水に俯するの狀風趣愛すべし。もと此處の番所は一に中川御關所とも唱へたり。東西二十六間餘南北十七間餘の地なり。上總下總の往來船舶を検査する番所にして。當時船舶の往來は明六つより暮六つ時限とせり。番衛の任に當りしは。五千石以上寄合席の士三家にてありし。文政四年の武鑑に中川御番衆、躊躇之間東御禦際、御寄合よし出役何れも五日代り」とあり能勢帶刀、齋藤左近、酒井彌門の三名を記したり。往昔は深川萬年橋の傍にありて伊奈半十郎の所轄なりしが。延寶七

年に此所に移したりといふ。江戸名所圖會の舊圖を參看すべし。

總筋常船旭影横。中川關外早潮生。篠鷺津吏漫相見。

蘆荻叢邊呼應聲。

大沼 枕山

○兜塚稻荷神社

兜塚稻荷神社は。大字南本所出村即ち中川大橋の西詰より北に二三町行きたる左側に在り。草葺の小社にて一壇高き處に鎮座す。社前左古に岩上石獅子を双置す。明治三十二年十一月設くる所に係る。又前面なる石鳥居は明治四十有一年九月成と識しあり。

境内庚申塔には。天明七丁未年十一月吉祥日建之と見ゆ。其の他徵すべき者なし。

兜塚など稱する者處々にあり。此處も亦往昔何人かの兜を瘞みし地にて。標示として後に稻荷神社を建しものにや。社務所等なきを以て尋るによしなし。

○慈光院

慈光院は吾嬬村字六軒に在り。龜命山と號す。曹洞宗にして橋場總泉寺の末なり。

風土記稿に云。當寺は葛西三郎清重四代の孫出雲守武常其妻女及び二子龜命丸菩提の爲め。永正十一年（四百一年前）開基せりと云。されど諸家大系圖等に據ば。武常は秩父將監（一

作常の三男にして清重より四代以前の祖なり。然れどは其年代最古かるべきを。古寺なることを證せんとて妄に附會し。

年代を失ひしにあらずや。位牌に慈光院考顔知舜大姉永正十一年十月五日。龜命院黃琳梅金童兒永正二乙丑二月十日とあり。是武常の妻及び一子龜命丸の法號とす。又當寺開基心翁

傳公元和二丁巳年二月十五日(二百九十二年前)とするせし位牌あり。是中興の開基なるにや。もし武常の法謚とせんには年代違へり。開山巖巖は萬治二年八月九日寂すと云。是も中興の僧なるべし。

◎砂村

砂村は南葛飾郡の南端に位し。東は中川に界し。西は横十間川と東平井町とに限り。南は東京灣に瀕し。北は小名木川に枕む。即ち又兵衛新田、荻新田、太郎兵衛新田、中田新田、大塚新田、龜高村、治兵衛新田、久左衛門新田、八右衛門新田、永代新田、平井新田、砂村新田、八郎右衛門新田を併合せしものに係る。龜戸大島の兩町に比すれば區域甚だ大なり。○又兵衛新田は。小名木村の住民又兵衛の開拓せし地なるを以て名く。元祿の郷帳に始て之を載す。

小名 石井耕地 長張耕地

○荻新田は。村民荻某の開拓せし地なり。

○太郎兵衛新田は。是又開發人の名を以て稱す。

小名 屋敷添 七軒

○砂村新田は。現時村名の因て起りし處なり。即ち砂村新四郎といへる者相模國三浦郡よりて、に來り。萬治二年己亥(二百五十二年前)原野及び海岸の寄洲を開拓して新田と爲し其の苗字を以て村名とせり。

小名 元々 松浦 金森 彌正 五十軒 伯耆

上り屋敷 本多

○八郎右衛門新田は。深川の名主深川八郎右衛門萬治年間開拓せしに因り其の名を以て村名と爲したり。

小名 東耕地 西耕地

以上舊十三村は共に幕府の直轄地たるしものなり。

●砂村の景況

江戸砂子に「砂村新田此所西瓜の名物也」とある如く。もと農作一方の地なりしが。地域の擴張するに隨ひ。小名木川沿岸は會社工場の占有となり。境川、元々川の沿岸にも商家の漸次增加するを見る。彼の疝氣の稻荷の附近は茶店を出し之が爲めに生計を營み居る者數家あり。然も水田等は過半にて。殊に蓮藕を作りし處多し。九月十二日田間を過るに盛りに掘出し居れり。

○文政年間の產物

文政七年岩崎常正の著せる武江產物志に載たる砂村の產物を擣出すれば左の如し。

西瓜 胡瓜 麦蘆 箭竹 芽鳴といふ あかはら。

○中田新田は。開墾者詳ならず。

小名 屋敷添 表耕地 裏耕地

○大塚新田は。開發人の氏名に因りしや否分明ならず。檢地

るを龜戸新田といひ。境川に邊せるを高橋新田といひしが。

は元祿十年酒井河内守之を行ひたり。

小名 屋敷添

○龜高村は。村民の傳に往昔二所に分れ。小名木川に沿ひたるを龜戸新田といひ。境川に邊せるを高橋新田といひしが。

共に名主治郎兵衛の所有なりしを以て合して一村とし。上字を合せて村名と爲したりと。

小名 ホウロク島耕地 表龜高 裏龜高

○治兵衛新田は。開拓者の名を附せしものなるべし。

小名 上野屋敷 蜂須賀屋敷 屋敷添

○久左衛門新田も亦前項に同じ。

小名 代官屋敷

○八右衛門新田は。寛永の頃足立郡大門宿の農源左衛門の子八右衛門の開拓せし地なるを以て名とす。其の子孫歴世當村の名主役を務めたり。

小名 中庭 裏庭

○永代新田は。深川永代に近接せし地なるを以て名く。

○平井新田は。往昔海中の干潟寄洲なりしを。漸次埋築したるものに係る。此地は満右衛門、虎五郎といへるもの新墾し。其の氏を采りて直ちに新田の名としたり。

●ホウロク島

舊龜高村の小名にホウロク島耕地と唱る處あり。即ち村東荻新田の界をいふ。

風土記稿に云。正保改定の國圖に今之海邊新田の邊にホウロク島と記し。又其頭のものに伊奈半十郎御代官所實六島海邊新田と錄し。傍に永六十三貫百九十文實六島野錢と見ゆ。されば其の廣野にして。既に此邊までに及びしと見えた。其後次第に新田となり。實六島の名を失たれど。今當村に傳ふるもの。其古名のいさゝか残りしならん。

○八代將軍の休息所

八代將軍の休息所とは。大字龜高の農次郎兵衛の家なり。元文三年戊午十一月十二日八代將軍徳川吉宗公。放鷹捕鶴の爲め。此邊に出獵の際。村民治郎兵衛の家に腰を掛けられしが折しも四季農業のさまを書きし屏風を建置けり。將軍之を覽て曰く。百姓相應の屏風なりと。乃ち侍臣をして治郎兵衛が持高及び年齢と兒孫の事を尋ねしむ。因て所有地は五町餘。歳は八十二、悖は早世して孫のみ生長せりと上申せしかば。と名くべしとの台命ありて銀二枚を賜ふ。同五年庚申十月十八日再び放鷹の際先例に仍りて休息せらる。時に童子の雉子追勢子ありしに。次郎兵衛其の世話を勤めしかば。金若干を賜ふ。寛保元年辛酉十一月二十一日放鷹あり。又休息せら

る。此時村内にて鶴を捕獲し得たれば、歸途再び來り鶴血酒

を賜與せられしといふ。次郎兵衛の家は代々名主たりし。

將軍の出獵は、遊樂の爲めにあらず。士卒を馴練し兼て治民の術を講せむが爲めなり。吉宗公は徳川家第一の名君にて近郊處々に其の事蹟を存せり。休憩の當時先づ農業の圖に注目せられしといふを以て其の用意の如何を推考すべし。

寛保元年は今より百七十年以前なり。當時は鶴は勿論雉子なども居りしと見ゆ。今や杳として之を求るを得ず。人をして轉々今昔の感に堪ざらしむ。

●龜高稻荷神社

龜高稻荷神社は砂村大字龜高に在り。入口に木製の鳥居を建つ。田間を東行して境内に入れば。社殿南面し。拜殿奥殿共に瓦葺にて。拜殿には狐格子を閉し。扁額を掲げず。堂前石の獅子對立す。他の製と稍々異なり。神樂堂あり。鹽石には寶永三丙辰年と刻しあるを見る。さし石の三十二貫目なとしるせる者散在せり。

風土記稿龜高村の條に、「稻荷社本地十一面觀音を安す。弘法大師の作にして長六寸許。臺座の内に元祿十二年四月十五日峰須賀氏納之と記せり。村の鎮守にして持寶院持」とあり。是れ幕府時代神佛混淆の時の事にして。現時は問はずして倉稻魂命を奉祀しあるを知る。

●持寶院

持寶院は。砂村大字龜高に在り。藥光山と號す。新義眞言宗智山派にして。龜戸普門院の末なり。

門前左右は蓮池にて。門内にも亦蓮池あり。傍に藤棚を架す石路を抜みて二株の松樹相對す。翠蓋愛すべし。正面は本堂にて廊下に連りて書院、庫裏等あり。境内千百〇四坪。大師堂は庫裏の前頭に獨立す。總て瓦葺なり。

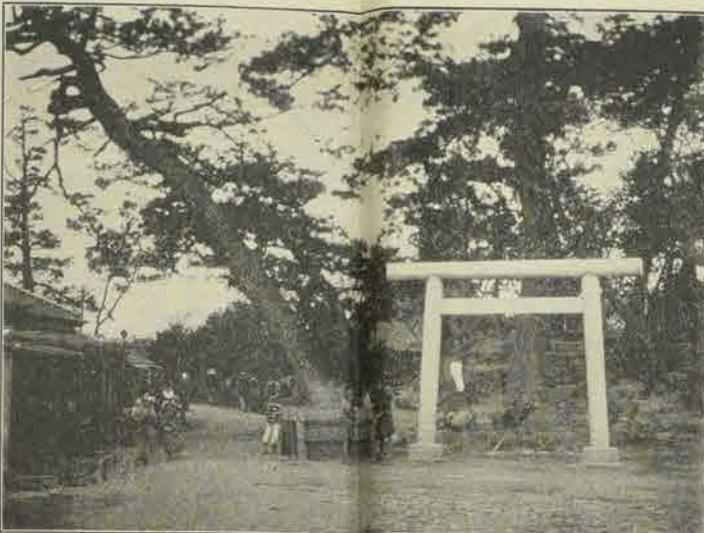
創立の年月詳ならず。開山即ち第一世堯存法印以下の墓あれども其の寂年を記せず。但寛文十一年辛亥第六世賢良法印の遷化記あり此に據り推考すれば。元龜天正以前ならむか。

本尊藥師如來（一尺六寸五分）及び其の脇立光火不動明王は共に弘法大師の作にして、源義家の守本尊ならしといひ傳へたり。又元和の頃住持某二代將軍徳川秀忠の幕營に出入し。將軍より尊寶とすべき靈像を護持するの故を以て持寶院の號を賜はしたりといふ。

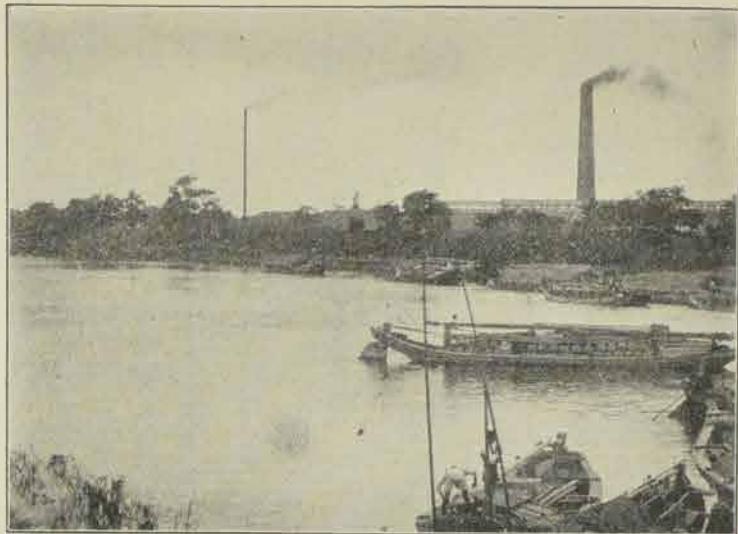
厄除弘法大師は。大師自作の像にして。長二尺許。もと讚岐國善通寺に傳來せしものなるが。寶曆十一年辛巳同寺五重の大塔再建を企圖するの際。大勸進惠月院秀圓法印此像を奉し各地を巡錫し。辛苦して淨財を募られしに。其の功空しからず。天明八年戊申十月二十五日終に再建するを得たるも。修飾未だ完からず。因て江戸に勧化す。時に五菩薩の袈裟及び上人の號を賜る。上人一たび寺に歸らむと欲し。尊像をば假り



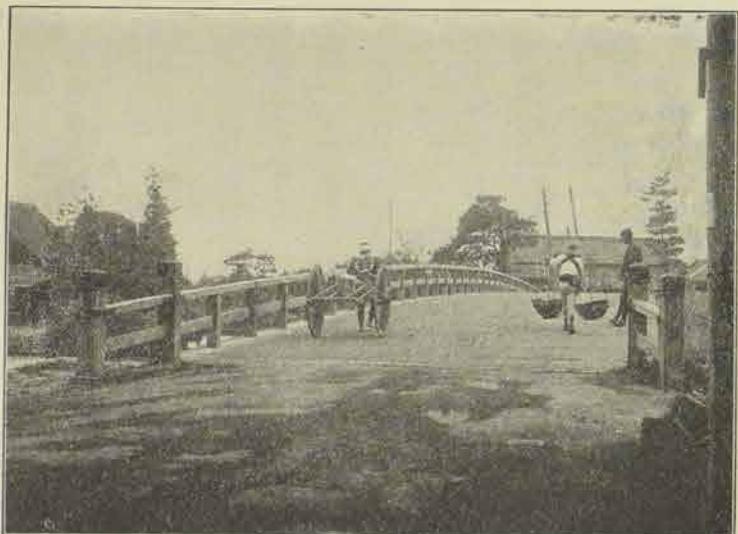
社 神 島 大



松 神 水



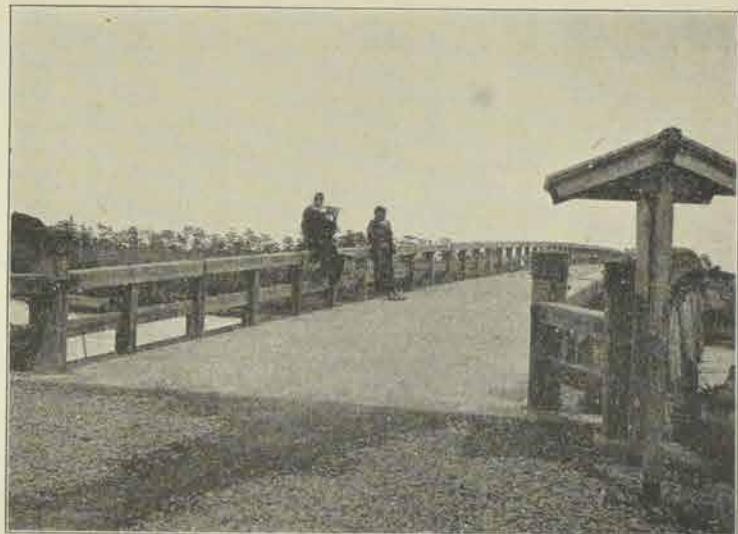
川 中



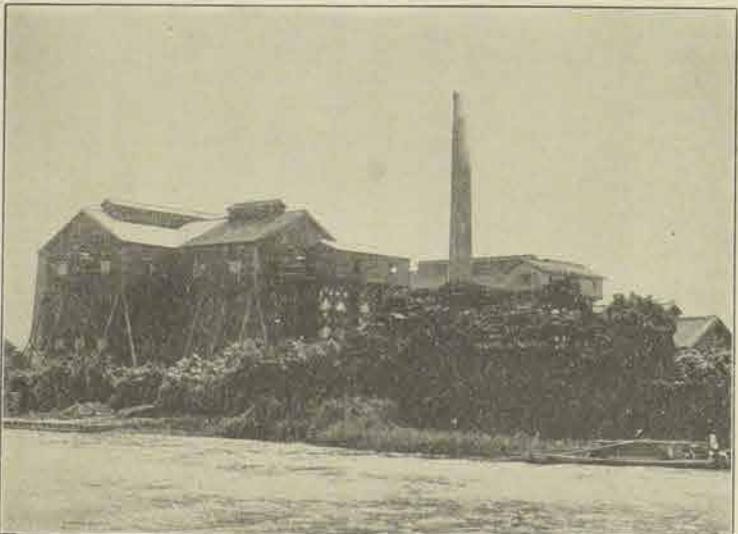
橋 井 逆



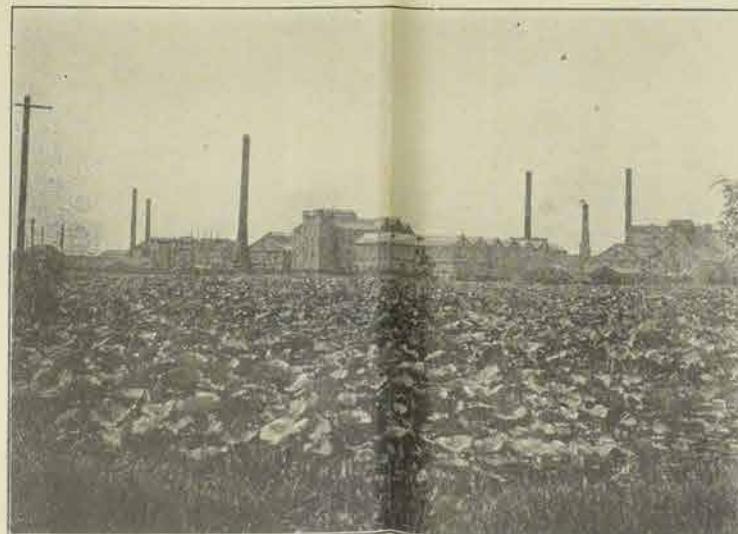
社 神 間 滾 士 富



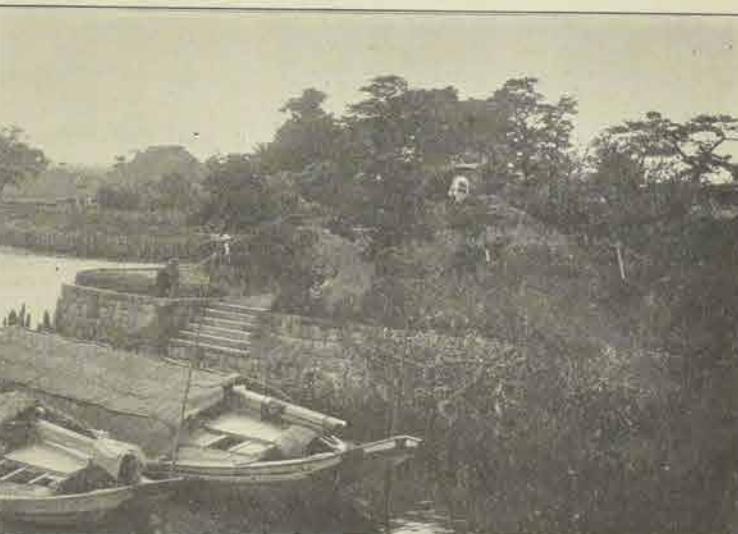
橋 大 川 中



社會式株酸硫京東



社會式株糖製本日



跡 所 番 舊

に神田講中の某家に安置し。捨財を携て歸り。之を本寺に納付し。再び江戸に向はむとして。攝津國北安治川木津村なる知人に宿し。俄然疾に罹り遂に起たず。其後講中の徒相議り享和元年辛酉大師の像を當寺に安置せりといふ。

境内に入定佛堂あり。入定者は酉譽運入法師にて陸奥國鹽釜の人。故ありて當寺に滞宿す。住持説くに本尊及び不動明王の靈驗を以てす。法師之を信し。日々念佛行を爲せしに感應あり。勤行益怠らず。元祿五年壬申五月十八日幕府の許可を得。四十二歳にして入定の意願を遂げたり。爾來毎年五月十八日を縁日とし。前日の逮夜を以て供養し。厄除、難産除けの守符を信徒に附與するを例とす。

又陸軍一等卒小松常松旌忠之碑あり。題額は正三位勳一等子爵山路元治。撰文並書字は正三位勳一等子爵田中光顯なり。

● 稲荷神社

稻荷神社は。砂村大字治兵衛新田に在り。社宇は南面し。三方其の境を繞らすに石屏を以てす。石鳥居あり。明治十四年九月建る所。石鹽には寛政五年癸丑六月吉日と見ゆ。

風土記稿に。稻荷社龜高村持寶院持とあるものはなるべし。

● 尊空社

尊空社は。同村大字八右衛門新田の小林中に在り。社宇は東面し。瓦葺にて前面は破風造り飛龍の浮彫あり。社號の扁額を掲ぐ。祭神詳かならず。

● 地藏堂

地藏堂は同所の西小名木川の方より西横川に通する道路傍に在り。梢頂の枯たる老大松の下に安立す香火を供する者あり。傍に秋葉天權現と刻したる石燈籠孤立し。三基の庚申塔あり。其の中に寛文元年の銘あるを認む。

● 妙久寺

妙久寺は同所境川に面して在り。天靈山と號す。日蓮宗にして安房國小湊誕生寺の末なり。表門より中門に至る凡一丁。左右大抵墓域なり。本堂は瓦葺にて。目下庫裏の政策中なり。本尊は三寶祖師を安す。開山は日領土人。慶安元年十一月十九日寂す。

● 志演神社

志演神社は。妙久寺の東隣に鎮座す。八右衛門新田の鎮守神にして。昔時は志演稻荷と稱し。深川富川町利益院の所轄たり。石の鳥居あり。明治三十年建る所にて社號の銅額を扁す。門内西畔に三樹墳と題せし圓碑あり。他に刻字なし。故に之を詳かにするを得ず。東畔には陸軍歩兵伍長勳八等功七級大塚藤吉之碑と深刻せし華崗石の高碑を建つ。正面は社殿にて南向し。社號の金字額を掲ぐ。社前に石燈籠二基あり。正保四年織田長好寄進と彌れり。

正保四年は丁亥にて今より二百六十四年前なり。其の頃創建せしものにや。

八幡神社

九年九月建之と刻す。社宇は草葺にて前梁に龍の彫あり。

八幡神社は。永代新田の東角西横川に對せし小社なり。前面に國王石と題せし石を壇上に安立し。明治二十七年扇橋三郎整之を刻しあり。蓋し試力石なり。

上妙寺 整之を刻しあり。蓋し試力石なり。

上妙寺

上妙寺は。荻新田に在り。最勝山と號す。日蓮宗にして千葉縣東葛飾郡平賀村本王寺の末なり。開山は日財上人。明暦三年十月十六日寂す。(二百五十四年前)

本堂は瓦葺にて東面す。堂前南畔に藤棚を架し假山を設く。又池あり中島に辨天祠を安す。緋鯉の水中に游泳するを見る。北側に鬼子母神堂あり。擁護殿の白字額を表し。堂内更に海中出現靈像の金字額を掛く。正中山主と署せり。堂柱に中山相承祈福所本實院と掲出す。傍に小墓堂ニ宇あり。堂前朽老樹内より接骨木の寄生せるを見る。

稻荷神社

荻新田に稻荷神社ニ宇あり。一は上妙寺の東一は其の東南に在り。稻田の間松を繞らしたる小城に鎮座す。東方の社には石の鳥居を建て稻荷社と題せし石額を掛く。其石柱に明治十四年九月吉日と刻す。社宇は瓦葺にて破損の所あるを見る。東南の社にも石の鳥居ありて。日露戰役大捷紀念、明治三十

境川

境川は一に砂村川といふ。小名木川の支流にして。砂村の中八右衛門新田と永代新田の間にて。十間川より分れ。東流し砂村の中央を貫き中川に入る。其の幅六間。此川は惡水落し及び運送船入の爲めに開鑿せしものなれば。船入川とも呼べり。南方に三支流あり。

元ヶ川は。十間川の入堀にして。砂村の中小名元ヶより入るを以て名く。境川と相通す。

砂村稻荷神社

砂村稻荷神社は大字砂村新田元ヶ川の南岸に在り。石門川に對して北面す豎川講中とあれば信徒の設けしものなり。東側に社名の石標を建つ。門内赤色の鳥居あり。石道一帶社頭に通す。途上横に砂村神社の金字額を掲出す。兩所に奉納俳句額を掛く。赤白の小幟林立し。左右に茶店軒を連ね。土製の小狐を窓く。石道の當面は富士の築山にて。西に小祠を鎮し矢弓稻荷太郎稻荷を並祀し。傍にさし石の散置するを見る。東折すれば石の鳥居あり。明治三十三年九月建る所に係る。

正面は九級の石礎にてこゝにも石の鳥居あり。明治三十年十月と刻す。右手にも小祠あり。又石壁として砂村稻荷神社神殿改築有志連名之表と識せし碑を認む。是には明治二十五年辰五月と刻す。壇上廻らすに石の玉垣を以てす。神殿は火災に罹り今は礎石を存するのみ。假殿は其の奥に設けありて神燈赫々たり。社址に明治四十三年二月十日假神殿一式寄附深川區石島町二百八十一番地土木請負業金卷平三郎と掲示す。是に於て乎知る。舊神殿は明治二十五年の改築にして。本年に入り焼失の厄に罹りしことを。

當社は俗に癌氣の稻荷と稱し。癌氣を患ふる者祈願すれば平癒するよしにて甚だ繁昌す。明治以前に設けしもの、眼に入らざる所に據れば。古き建設にはあらざるべし。風土記稿に其の名見えず。東都歲事記初午の條下に王智稻荷砂村と見ゆ。果して是なるや否や詳かならず。

八幡神社

八幡神社は砂村南東の海岸に接したる地に在り。世に之を元ヶ川と稱す。深川の富岡八幡神社の舊地なればなり。元ヶ川の岸に沿ひ五十軒より東南に進めば。川の盡る處に元はちまん道とするせし石標あり。此道を行き右に折れ更に南行すれば爽清なる林地に達す。是ぞ神社の鎮座地なり。林道の東に華岡石の鳥居あり。富岡八幡宮の舊銅額を懸く。石路一帶社頭に通す。

社殿は西面し。拜殿は素木破風作り高欄附にして奥殿は厚葺葺なり。神樂殿石燈籠等あり。後園には前園に通する池沼あり大なる中島ありて。富士の築山聳立す。石畳を踏みて其の麓に達すべし。社北には多數のさし石を散置す。五十四貫目など刻しあるを見る。南畔に俳句の碑あり。

境内に二大記念碑あり。一は明治二十七八年戰役。一は同三十九年九月建之と刻す。社宇は草葺にて前梁に龍の彫あり。前記東南の稻荷社より少しく南西に當り。一大松樹の孤立するあり。之を神明の松といふ。其の下に至りて檢するに松の大さ二圍餘。樹下に碑を建つ表面に元神明。裏面に明治元戌辰年九月とあり。もと神明社のありし跡なるべし。

元神明

境内に二大記念碑あり。一は明治二十七八年戰役。一は同三十九年九月建之と刻す。社宇は草葺にて前梁に龍の彫あり。

十七八年戰役の從軍記念碑なり。其の文左の如し。

從軍紀念碑

近衛師團長陸軍大將勳一等功二級伯爵野津道貫題額
明治甲午征清之役。東京府下南葛飾郡砂村民從軍者十有七人。冒彈雨衝硝煙轉戰各地能致其功。今茲乙未奏凱而旋。部人歡迎相謀。勒其姓名于石以不朽之。乃係之銘曰。

大詔煥發奮然從軍忠誠報國義勇忘身
疾風迅雷所向無前譬之虎豹驅犬羊群
金幣受賞瑞寶叙勳茲勒貢珉永傳芳芬

明治二十八年十月

勅選議員錦雞祇侯正四位勳三等巖谷修撰并書

碑面に石橋甚吉以下の氏名を列記せり。

東砂村從軍紀念碑

皇上明治三十七八年有事於滿洲遂鎮東洋且闢北疆威德共宣。內外齊仰。猗歟盛矣。此役武藏南葛飾郡東砂村壯丁十六人。從旅順遼陽奉天鐵嶺等戰鬪及守備。皆有功勞焉。近藤市太郎以豫備步兵入決死隊。攻鉢卷山堅壘。歿於砲雷激震石火亂射之中。官錄之擢上等兵。叙勳八等賜功七級。而十五人凱旋。於是村人相謀。醵金建碑以旌之。赤文於余。余曩遊滿韓。歷觀王師經過之跡。欽瞻勇卒奮鬪之風。今草此文。感

明治三十九年六月

右は男爵乃木希典の篆額。同川口武定の撰文。平戸郷の書にして。近藤市太郎等與五郎等十六人の氏名を勒せり。抑々當社は砂村の鎮守にて。深川富岡八幡神社創建の舊跡なり。寛永の初今の深川の地に移轉せし後。寛文五年乙巳(二百四十八年前)更に社殿を建設せしものに係る。因て元八幡と唱ふ。境内松樹叢生し。俗塵到らず。記者九月十二日午前てに詣り、獨り立て碑文を錄す。市内に在りては傍人環視し。其の煩に堪へざるが例なるに此處には一人の來る者なく。唯釣客の竿を携て林間を過るを見るのみ。其の靜肅實に愛すべし。

●不動院

不動院は砂村字五十軒に在り。役流山不動院と掲標す。新設の眞言寺院にて。門内南に庚申堂あり。北に不動堂ありて南面す。鹽石に明治四十二年六月と刻すれば。其の頃の建設と見えたり。

境内藤棚を架し。其の下に長き託腰床を設けたるなど總て瀟洒の趣あり。

厄除弘法大師四十三年九月の標示も見ゆれば。大師の像も安置しありと知られたり。

○二階造りの公許

幕府時代は。農民は二階建の家屋を作ることを禁止せられ居りしは。向者四ツ木村の條に記したるが如し。然るに砂村は其の禁止の例外なりし。蓋し政府は天明六年の洪水に鑑み。二階を有するにあらざれば。避難するに由なきことを認めたればなり。曳尾庵が我衣寛政三年三月の條に左の如く見ゆ。砂村之邊去午年の大水以後百姓二階つくり御免に相成。

●南葛飾郡の素人力士團

南葛飾郡にては。素人の力士團として。葛飾講あり。小松川、小岩、平井各村の若者を集め、先代の二本松之を統轄し。横綱大關は小武藏(舊幕下の小武藏)大關は二本松、松の川と花車などにて。總人員四十餘人。又四ツ目講は。柳原、太刀

慨易勝。乃銘之曰。

豐葦瑞穗 武揚文振 御宇垂制 君訓民遵

激厲朔吹 地捲煙塵 滿韓荒蕪 夜氣沉淪

市遊玄豹 野迷青鱗 赫矣喝谷 錦雞報晨

六師渡海 天轉洪鈞 旭旗所指 山河一新

仁風所動 草木成春 二八健卒 砂村之民

寸心奉公 萬里辭親 雄劍爲枕 積尸爲茵

叱咤轟雷 駆突躍麟 金城鐵壁 擊碎如甄

死者勁烈 生者忠純 堅白是質 不縕不磷

鄉名以顯 國威以伸 一碑千世 感泣鬼神

明治三十九年六月

○中川

中川は古ヘ埼玉郡佐波外野の間にて。利根川より南に分流せ

◎小松川村

しが。天保年間築隄の後。利根川支分の細流數條相合して一川を成し。川口村に至り會川を合せ。同郡及び葛飾郡を界し。琵琶溜井に注ぎ。又南流し葛飾郡石崎の西を過ぎ埼玉郡塙村と足立郡六木新田の間にして。元荒川の分流綾瀬川を合し。

新宿に至りて東西葛西領の間を横断し。砂村八郎右衛門新田に達し海に入る。即ち戸崎村より上を吉利根川と稱し。其の以下を中川と稱す。長二十一里十七町三十七間。

風土記稿に云。中川は古利根川の下流にて猿ヶ又以下の唱なり。是れ東西葛西領の境を南流せる故。中川と名けしならん。川幅新宿渡にて八十間下流逆井渡邊にては四十間あり。昔は葛西川とも唱へしと見えて。此川に邊せる村に葛西川村と云あり。又葛西川の渡など書せし事も見えたり。

●中川大橋

中川大橋は。中川に架し。大島町の東南端大字小名木より前岸船堀に架する板橋にして。長凡そ四十間餘。本年の新架にして橋錢一錢を徵す。

此處もとは渡津にて。中川渡と稱す。俗に番所渡て唱ふ。慶長十六年伊奈備前守之を所轄し。舊小名木村をして管理せしめたりし者なり。

試みに橋上に立て下流を眺望すれば。碧水遠く東京灣袖か浦に注ぎ。兩岸の蘆荻相連りて海に達し。釣舟貨船點々算すべく。爽快の風趣愛すべし。

○鶴御成

欲獲仙禽獻天子。將軍親獵小松川。是れ關雪江が鶴御成を詠したるものなり。

小松川には御成橋あり。村民久左衛門の家に有德院殿御腰掛春と稱するものあるよし。風土記稿にしるせり。是れは享保二年十二月四日八代將軍徳川吉宗公鶴御成の際。此家に立寄り腰を掛けられし白なりといふ。

抑々鶴御成とは。鷹を放ち鶴を捕ふるが爲めに。將軍の親しく出城あるをいふなり。御鷹場即ち放鷹の場所は。例年葛西筋の小松川村、葛西村等にて。此處の代付は二十代とす。代付とは。鶴を飼ひ付る場所のことにて。一代は一段歩ばかりの地なり。周圍に七五三の如き藁を張り掛けて見透しを妨げ此内に小屋を造り。御鳥見の者晝夜詰切にて。一日に五合宛三度。糲の餌を蒔きて之を飼ふ。鶴の舞下りて馴るまでは。御鳥見は農夫の如き服裝して。成るべく近付ぬやうに注意し。日を歷て漸く馴れつゝ。傍に行くも飛び去らざるまでに至り。始て其のよしを御鷹匠頭に報告す。御鷹匠頭は此報告に接し。代付の様子を實見したる後ち。茲に御成即ち將軍啓行

の日を定め。若年寄に上申す。

御鷹部屋は千駄木、雜司ヶ谷の二ヶ所にありて。御鷹匠（定員二十四五名）其の組屋敷に居住し。之に同心五十人犬牽六人を附屬す。御鷹匠頭は布衣以上若年寄支配にて。千駄木の方は。戸田五助父子。雜司ヶ谷の方は内山七兵衛父子之を司り。何れも組頭四人を從へたり。頭は自邸に居住して組屋敷には居住せず。御鳥見も若年寄支配なれども。頭はなく。組頭二人定員三十餘人にて。布衣以下なり。何れも其の役羽織に御鷹場受持場所の符號を附す。

葛西筋は丸の内「カ」。岩淵筋は同じく「イ」。戸田川筋は同じく「ト」。中野筋は同じく「中」。目黒筋は同じく「目」。品川筋は同じく「シ」の符號なり。

かくて御蘆野の當日となれば。代付の外邊に細き青竹にて。粗末なる垣を結ぶ。之を御寄垣と稱す。御鳥見合圖を爲せば、鷹匠は垣外に進み。御鷹匠頭は鷹を將軍の御奉に參らす。此時御鳥見は扇をあげて鶴の居る方に進む。鶴は御鳥見の舉動常と異なるを見て驚きつゝ、双翼を張り舞揚らむとし。地を離るゝ數尺なる頃。將軍乃ち鷹を放ち給ふ。鷹は疾風の如く飛び行きて。下より直ちに鶴の咽喉を目掛け磯と摑み。其の身を巧みに彼が脚間に潜め。強て地上に引落さむとす。鶴は強く鳴りて。鷹を捕き落さむと欲し。中天に舞揚りつゝ相争ふ。將軍を首め扈從の臣下一同に。其の飛び行く方に注目

し。此處彼處と奔走し。「上意」と叫び。互に鷹を勵ます。ま怡も狂するが如し。之を力聲といふ。一羽の鷹にて危しと見る時は。御鷹匠頭の指揮にて。御鷹匠より二羽三羽を放ちて之を助く。大抵一羽の鷹にて鷹を獲ることは稀ならといへり。

既にして鷹は其の力漸く衰へ。疲れて下り來り將に地上に接せむとするや。鷹はけなけにも一足を放ちて地上の草木を砕と摑み。一足は鷹の咽喉を摑みしまゝ。之を打寄せむとす。其の状感すべし。御鳥見はかくと見るより先を争ふて其の場に馳付け。鷹を援けて鷹を捕ふ。

此場に馳付けたる者二番までは賞與を賜ふ。其の第一鷹の嘴を押へし者を一番と定む。其の捕獲し得たる鷹は。將軍の御拳と稱し。鷹匠は鷹の腹を割き。臓腑を抉去し。之に鹽を詰めて縫ひ合せ。鷹の爪跡の處へは奉書紙を幣束の如く刻みて結び附け。藁をもて家形のものを造りて之を被せ。青竹に括り附け。晝夜兼行にて東海道を經て。禁裏に獻上せらるゝなり。

道中は嚴重に沙汰して瞬間々決して驛に停るを許さず。受繼きては直ちに遞送す。各驛之を「御鶴様」と呼び。過失なき様に注意し。先觸の人夫を走らせ。今某驛を發したれば最早御署に間もあるまじ。用意して後るゝなよ互に戒め。雜沓一方ならざりしといふ。

屋敷住居とありて。室大次郎以下二十三名を擧ぐ。

御鳥見組頭 燃火之間 御役金廿五兩五人扶持 二百俵高

御鳥見

御納戸前廊下 八十俵高

組頭の上に若とあれば此も若年寄支配なり。後藤與次右衛門、鹿窪吉左衛門とあり。御鳥見には小堀兵次以下二十二

名を擧ぐ。

同見習 十人扶持宛野扶持五人扶持宛

梶田礎五郎以下十人を擧げたり。

以上記する所を以て幕府捕鳥職の大要を知るべし。

●善通寺

小松川にては善通寺最も古ければ。之を左に記すべし。

善通寺は逆井橋より八九町東の方舊東小松川に在り。眞光山と號す。眞宗にして京都西本願寺の末なり。

本尊阿彌陀如來を安置す。開基は千葉介太郎宗胤の臣秋元刑部左衛門尉胤次なりといふ。中興開山は釋林說にて。慶長十九年正月十四日寂す。(二百九十七年前)

什寶として名號一幅曼陀羅阿彌陀如來一幅を藏す。相傳ふ。曼陀羅は中將姫蓮絲を以て織出せし像にて。千葉介常胤が家の守本尊なりしが。親鸞上人關東化導の際。常胤如來の名號を所望にまかせ乃ち書して與ふ。子孫千葉介太郎宗胤此彌陀の夢告に因り。此像と彼の名號の二物を家臣秋元刑部左衛門

御拳の鷹即ち將軍の親しく放たれし鷹にして。一羽の鷹を獲れば。其の功勞を賞し。紫色の總を附せられ。隱居せしと見る時は。御鷹匠頭の指揮にて。御鷹匠より二羽三羽を放ちて之を助く。大抵一羽の鷹にて鷹を獲ることは稀ならといへり。

既にして鷹は其の力漸く衰へ。疲れて下り來り將に地上に接せむとするや。鷹はけなけにも一足を放ちて地上の草木を砕と摑み。一足は鷹の咽喉を摑みしまゝ。之を打寄せむとす。其の状感すべし。御鳥見はかくと見るより先を争ふて其の場に馳付け。鷹を援けて鷹を捕ふ。

此場に馳付けたる者二番までは賞與を賜ふ。其の第一鷹の嘴を押へし者を一番と定む。其の捕獲し得たる鷹は。將軍の御拳と稱し。鷹匠は鷹の腹を割き。臓腑を抉去し。之に鹽を詰めて縫ひ合せ。鷹の爪跡の處へは奉書紙を幣束の如く刻みて結び附け。藁をもて家形のものを造りて之を被せ。青竹に括り附け。晝夜兼行にて東海道を經て。禁裏に獻上せらるゝなり。

文政武鑑(文政四年辛巳出版)には二箇所に左の如く擧げたり。

御鷹匠支配

山吹之間 千石高 布衣

御鷹匠衆

二百五十俵高 燃火之間 同心五十人

御鷹匠衆

百俵高 三人扶持 六人 大奉

御鷹匠支配の上丸の内に若とあれば。若年寄の配下と知らる一方には戸田五介とありて。其の下に水谷善兵衛。可兒孫十郎の二名を記したり。御鷹匠衆の下には。駒込千駄木御部屋敷住居とありて。蘆田鍋五郎以下二十名を擧ぐ。

一方には内山七兵衛、内山善三郎とありて。其の下に水上楠右衛門、松岡九郎作、近藤平兵衛の三名を記したり。是は何れも組頭なるべし。御鷹匠衆の下には雜司ヶ谷御部屋

御拳の鷹即ち將軍の親しく放たれし鷹にして。一羽の鷹を獲れば。其の功勞を賞し。紫色の總を附せられ。隱居せしと見る時は。御鷹匠頭の指揮にて。御鷹匠より二羽三羽を放ちて之を助く。大抵一羽の鷹にて鷹を獲ることは稀ならといへり。

既にして鷹は其の力漸く衰へ。疲れて下り來り將に地上に接せむとするや。鷹はけなけにも一足を放ちて地上の草木を砕と摑み。一足は鷹の咽喉を摑みしまゝ。之を打寄せむとす。其の状感すべし。御鳥見はかくと見るより先を争ふて其の場に馳付け。鷹を援けて鷹を捕ふ。

此場に馳付けたる者二番までは賞與を賜ふ。其の第一鷹の嘴を押へし者を一番と定む。其の捕獲し得たる鷹は。將軍の御拳と稱し。鷹匠は鷹の腹を割き。臓腑を抉去し。之に鹽を詰めて縫ひ合せ。鷹の爪跡の處へは奉書紙を幣束の如く刻みて結び附け。藁をもて家形のものを造りて之を被せ。青竹に括り附け。晝夜兼行にて東海道を經て。禁裏に獻上せらるゝなり。

文政武鑑(文政四年辛巳出版)には二箇所に左の如く擧げたり。

御鷹匠支配

山吹之間 千石高 布衣

御鷹匠衆

二百五十俵高 燃火之間 同心五十人

御鷹匠衆

百俵高 三人扶持 六人 大奉

御鷹匠支配の上丸の内に若とあれば。若年寄の配下と知らる一方には戸田五介とありて。其の下に水谷善兵衛。可兒孫十郎の二名を記したり。御鷹匠衆の下には。駒込千駄木御部屋敷住居とありて。蘆田鍋五郎以下二十名を擧ぐ。

一方には内山七兵衛、内山善三郎とありて。其の下に水上楠右衛門、松岡九郎作、近藤平兵衛の三名を記したり。是は何れも組頭なるべし。御鷹匠衆の下には雜司ヶ谷御部屋

尉胤次に授く。胤次の子孫民間に下りて小松川の里を開き土著せし後。當寺へ寄附すといふ。今も東西小松川に兵右衛門、忠左衛門とて。胤次の子孫殘れりとぞ。

◎船堀村附近

船堀の名垂釣の場所として東京人に知らる。故に其の大要を記すること、せり。

舊船堀村は。正保の頃は船堀新田と稱し。元祿に至り船堀村と稱したり。土人は之を東船堀。西船堀と分唱す。今之船堀村と稱するは。東船堀、西船堀、西宇喜田、桑川、西一ノ江、東小松川、西小松川の一部を併合したるものに係る。

◎船堀川

風土記稿に云。船堀川、小名木川の續きにて。中川を隔て、東の方西小松川村と東小松川新田との間を流れ。船堀村の南に添て二之江、桑川兩村の間より江戸川に入る。川路一里二十町。川幅小名木川と同じ(二十間許)是も同時(慶長年間)に疏通ありし川なるべし。此川及小名木川を通じて行徳川とも呼ぶ。江戸より行徳に達する船路なればなり。

又此川の東二之江村小名三角渡以東を新川と稱す。此川昔船堀川渡口より。まゝ北に折て二之江村の内を流れて江戸川に達せしと。寛永六年(二百八十二年)今の如く堀割ありし故

新川と呼ぶなり。古川も今猶二之江村に存せり。

二十六

四方の道草に。文政五年壬午八月三日に踏査せし記事あり。

大體の地理に於ては今と大差なし。因て之を錄して當時の實況を傳ふ。

●文政年間に於ける船堀附近の實況

船堀の水は。利根より落ちて西流。中川小奈木川へ入て海に入る。(船堀は巽より乾へ流る。新堀は西流す。利根は南流して海に入る。隅田川にくらぶれば數尺の高きを覺ふ。隅田川へも入る。この比水上雨ぶりしにや。今日一人に水かさまして逆まき流る。江戸の方より利根へ上る船は。大小ともみな引てのぼる。利根まで行て帆を揚て走る。利根より少してなたに三・角・渡・といふあり。この所に元利根の堀割あり。棹として三方へわたるゆゑにしか呼か。元利根迄中川御番所より二十八丁あり。元利根より利根まで十丁六間ありといふ。元はて、より横折で船堀をほり通されしに。利根より入口にて毎々船を損せしかば。今の如く一字字に十丁六間掘通さる、をもて元利根と呼。今は行どまりの入堀となる。又中川の渡し場船堀の岸にのぼる所に。北より船堀に流入小川あり。これを小松川といふ。川口にわたり。一ツ家のわたしといふこれをわたりて北行すれば逆井のわたしに出るといふ。女はこゝをわたりて逆井をわたり江戸へ出るといへり。三かくの渡を南へわたり。少

(東覺寺と云) 堂の前に盥盤あり。元祿六年と彫む。この堂艮に向ひ坤をうしろにする。横に海面を望む。辰の二分に伊豆の天城山を見る。其餘は天くもりて山を見ず。磯にはあし萩のみしけりて眺望を妨ぐること。前の中割村と同じ。乙とさらにしてこゝに來りしは。海邊のなかもよからんとてなるに本意なき心地す。行所／＼地引網あまたかけならべ。あるは草間にひろげて日にかはかすを見る。入堀所々ありて漁舟をつなぐ。濱に成せらるゝときは(將軍の御成)こゝの漁家に仰せて地引を引せらるといへり。こゝの庚申の堂ある所より。用水に添て北行。田のくる路を行くこと半里ばかりにして新居村民家百戸ばかり。猶少し行は相の川村。この邊西は利根に添。東は海を限ることわづかばかり。今井のわたしは相の川と新居の間にあり。行徳は相の川の北見わせしの間にあり。今井にて行徳船待つけのりてかへる。利根の水のもとより船ほり三十八丁流にしたがひて船を下す。舟子を推に及ばず。小名木川に入て水勢ややしつかなり。舟子初てるをうでかす。七ツの鐘鳴ころ今井を出。燈點するのち家にかへる。

○金町半田稻荷神社の道志るべ

半田稻荷神社へは。東京より參詣する者少からず。且つ名高き神社なれば。先づ其の道志るべを記すべし。

しばかり入江の岸にそぶて行は。土橋あり。そこを東へねたりて左右田の畔みちを行ば。長島村、其となり東に桑川村をへだつに小浦。長島村の内にかやぶける堂あり。遠よりよくみゆ。清光寺といふ。寺門を東に行は二の江村。南に田のくろ道を行はて、隄にのばれば。人家隄の下東西につゝく凡百餘戸。農家あり又漁家あり中割村と云。其西にいかづち村あり。(いかづち中割等を西宇喜多と云。長島桑川等を東宇喜多といふ)此邊田邸(田安家)の御鷹場也。隄に添て多く松を植。此松深川洲崎の邊よりのぞめば。海の浪うちぎはに生たる様にみゆれど。松のあたりより磯までは一里餘ありといふ。蘆荻生しげりてこゝより海のかたはさらに見えす。所々に入堀ありて漁家の船を繋ぐ。船に棹さざれば海を見渡すことあたはずといふ。隄の上を東行し。又横折て北行二十丁ばかりにして堀江の渡にいたる。船さして利根川を東へわたりて入堀より上る。(この入堀より利根の水わかれて猫實の海に入る。水ことに早し)猫實村七八十戸。多くは漁家にして農も交り居る。(東西の宇喜多、猫實の邊多く。梨子を植。土性に宜きを以て也)辰巳に向ひたる所に海面を横にして。太神宮みやぬまします。上屋はかやぶきにしてうちに兩社をあがむ。大なる石の鳥居あり。(文化十三年丙子建)磯邊の蘆荻の中にも丸木の鳥居あり。廣前を西に橋を渡り行ば薬師堂あり。(醫王山

歩行にて到らむには。北千住若くは中井堀より龜有に出て水戸街道にかかり。新宿橋より大井堀橋を経て北行し。庚申塚(享保七云々と刻す)より東行すれば。右に音釋道とするせし石標あり。夫より中之橋、越渡橋、境橋を過ぎて。鐵道線路を超れば。左に八十八箇所大師の石標あり。是より北に折れ少しく東行し。更に北に進めば稻荷神社の前に達す。汽車なれば金町驛にて下車し。茶店の前を東行し。踏切を過ぎて北に行き田圃間の廣き道に沿ひて東に行き。寺院の裏手を北に進み。又東へと赴けば神社の横手に達すべし。

○半田稻荷神社

半田稻荷神社は。東葛西領金町村に在り。入口左右に祭時建蟻の石柱ありて。永久講と刻す。次に赤色の鳥居を建て。稻荷神社の金字額を扁す。礎石に睦講とあり。次に石燈籠双立し。左に池ありて半島を築き。庭園を設け。右に常設の茶店あり。前面は赤色門にて左右赤色の屏柵を列ぬ。門内右に小形なる水屋ありて。享保十九甲寅年孟夏大吉祥日と刻せし鹽水石を置く。新吉原江戸町櫻屋の寄進に係る。銅皮の鳥居には半田稻荷神社の銅額を掛く。水屋の北に石柵を以て圍める噴井あり。社前左右岩上の石狐を對立す。正面は拜殿にて瓦葺破風造りにて彩色格天井なり。稻荷神社の金字額を表す。中村正直とあれば敬宇翁の筆と知らる。奥殿も瓦葺にて之に接して建てり。神樂殿は境内の西に在り。碑あり。刻する所

は左の如し。

詣てくる人のたもの花紅葉
にしきをかざる神の廣前

正二位 通 禧

即ち東久世竹亭翁の詠なり。其の北隅老杉森立の中に白狐廟あり。社前に小鳥居林立す。石狐には天明八年の文字見ゆ。

境内には銀杏の老木一株并に紅白木芙蓉數株あり。

風土記稿に。半田稻荷社とありて注して云く。本社、拜殿、幣殿等備りて頗る莊嚴をなせり。縁起の略に。和銅四年此地に

鎮座あり。田畠の間なるに半田の號起れるよしを記せり。又

當社は二郷半領半田村にありしを。享保年中持來りて祀りしより此號ありと。彼村及び近村の傳へにのれり。其頃より殊に繁榮し。今も信ずる者多しと。接るに後説の享保とする傳説當れるに似たり。半田の稱は。正保年間に半左衛門新田と唱へしを元祿に至り。略して半田村と改めしものにて。田畠の間の義にあらざるを知るべし。故に和銅の創立などいふは。後に作り設けたるにて。恐らくは元祿以後のものなるべし。

墨色いとめでたし。よくみれば相知れる香取榮廣かあがきし也けり。牧溪の圖にならひて。六間三間の際に頭と手とたゞ三ツ所せきまでにあがきたり。尾紀兩藩の士其外諸侯の家士江戸の町々品川邊のものまで。日またする人の名なんとしるして拜殿に掛く。僕は今日初てまふで侍るを。日ごとに参るものありけりとおどろかれ侍りと。接るに是れ今の社殿にあらず。今の拜殿は格天井にて墨畫の龍なし。向きも今は南と覺ゆるに東向とあり。其の後火災などにて改築したるものなるべし。

葛西靈松

金町停車場より東行すれば。南側に一大老松あり。雄姿空を衝き。積翠亭々たり。大さ四圍餘根張六疊敷許り。柵を環らし。一碑を建つて題して「葛西靈松」といふ。而して其の由來を刻せず。建設の年月日をも缺り。蓋し近時建設したるものなるや明かなる。

其の南に小區域を成したる墓地あり。法印云々と刻したる石塔相列す。僧侶の墓なるべし。

此老松必らずや由來あらむ。風土記稿以下之を記したるものあるを見ず。近刊の老樹名鑑などにも其の名を載せず。洵に惜むべしと爲す。

本社二間ばかりにや。拜殿の承塵に墨畫の龍をゑがく。筆勢

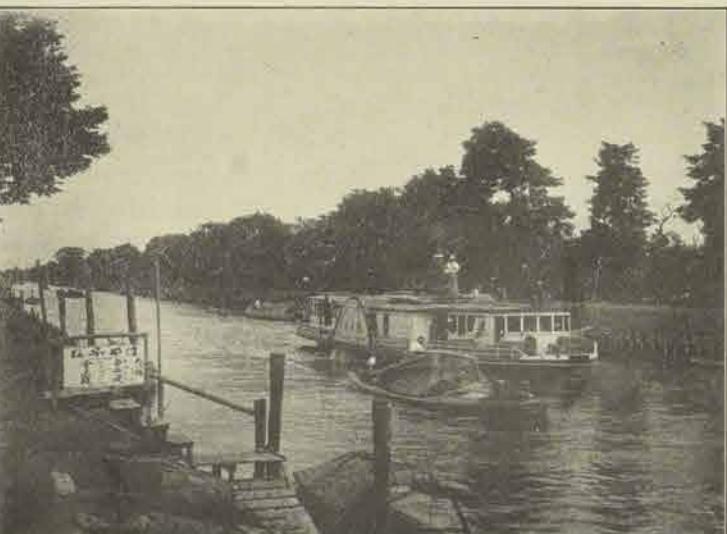
金町停車場



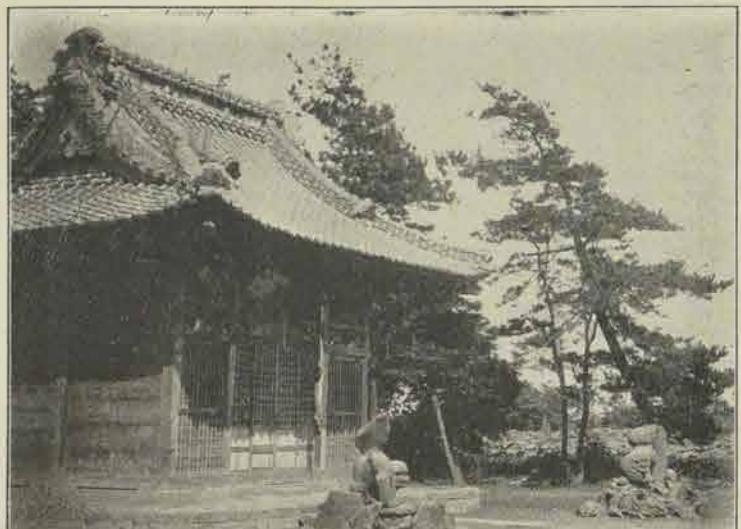
龜高稻荷社



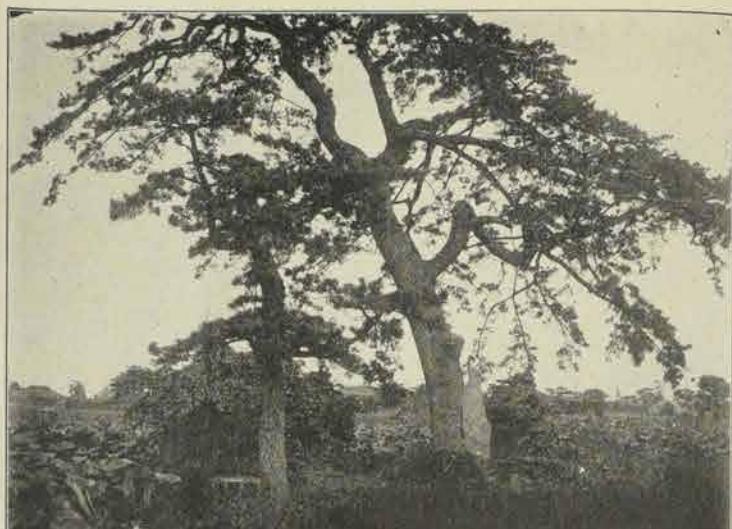
氣病鳥居稻荷社



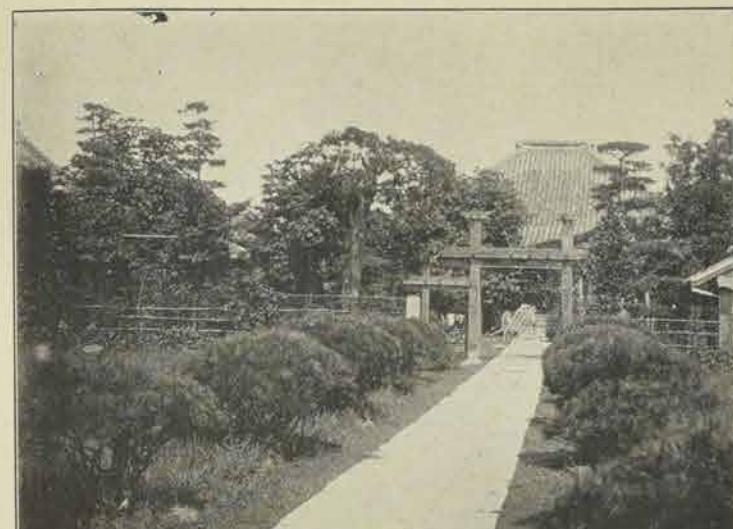
丸運通ひ通徳行



龜高稻荷社



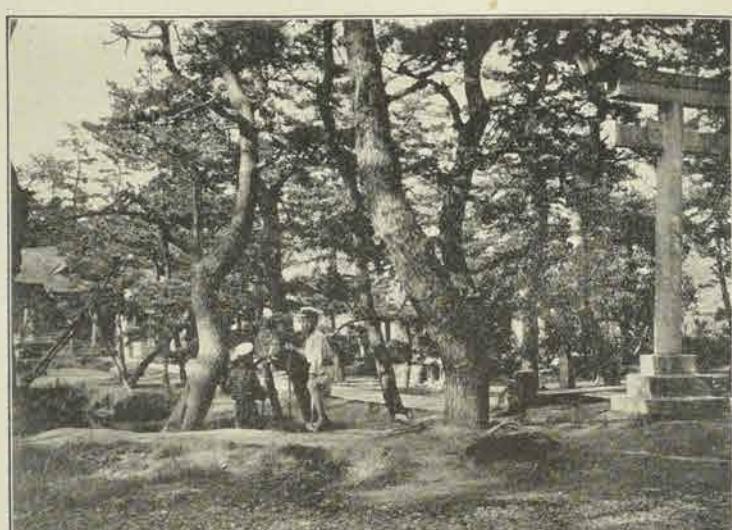
砂元明神塚村



持寶院



疝氣稻荷鳥居



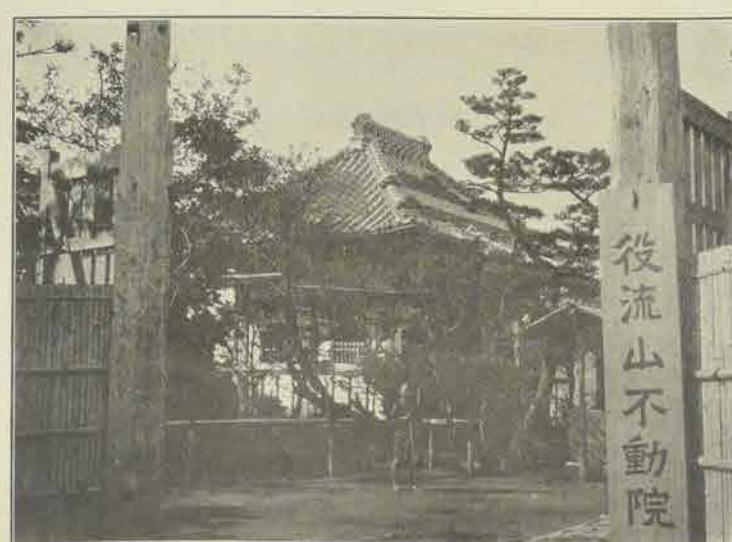
富岡元八幡宮



妙上寺



行徳通りを通ひ運丸



役山流不動院



砂村火葬場

金町停車場は、海岸線龜有の次驛にして。金町村の西部に在り。田園に接するを以て。秋は蛭蟻の場中を飛び行くなど。自から野趣に富めり。

附近案内の標示あり。左の如し。

柴又帝釋天	十二丁
牛田稻荷	八丁
高須三弘法大師	二十丁
谷口不動尊	一里餘
二合半顕	一里餘
製瓦會社	二十町

本驛より柴又帝釋天に至る人車鐵道の便あり。

◎葛西の名産

砂子に云。葛西海苔 葛飾郡桑川、舟堀、二之江、今井これらの所にて取り。其所にて製す。名産なり。淺草のりに似て又異なり。本草に紫菜と云は此海苔の事なり。出雲の十六島といふ島よりも此類ひの海苔出るなり。

葛西菜 カさいは淺草川より東の總名也。此所の菜至てやはりに天然と甘みあり。他國になき嘉品なり。或人菜を好て

諸州の菜を食ふ。京東寺の水菜、大阪天王寺菜。江州日野菜など食ふに。葛西菜にまされるはなしといへり。

砂村西瓜 砂村の西瓜は上品なり。白肉うすく中濃紅、子黒

色舌あたぢあらく。至て甘美なり。これを「サツマ」といふ又子白きあり。甚味ひ劣れり。凡西瓜は寛永年中に始てわたり薩摩にうゆ。因てさつまの種を上品とす。京江戸へ來るは延寶の頃なり。

砂村、龜戸、西袋、鷺沼。馬加、金町より出るを東の西瓜といひ。大森、羽田邊より出るを南の西瓜。世田ヶ谷、大丸、北澤より出るを西の西瓜といふ。

中川館 夏の末秋に至りて、さかむなり。大さ七八寸に至る。猶大小あり。其肉潔白にして性がろし。病人食して妨げなし佳品なり。生乾又よし。

葛西春菘

六 如

甘脆菘心飽雪霜。迎春細蓄裏微黃。便和芥子下鹽
豉一段精神裂鼻香。

◎葛西御厨

江戸舊事考卷六に。葛西御厨及諸村沿革と題せし一項あり。

本編に大關係あれば左に掲げて參證とす。

古、葛西に伊勢の御厨ありしことは。新編武藏風土記、葛西志ともに。神鳳抄及中山法華經寺文書等を引て粗その由を注したれど。未伊勢檜垣家の文書あることを知らずして考ふるに及ばざりしと見え。其説往々隔靴の恨あるを免れず。今そ
の文書一二を抄出す（鄙考あるものは其下に按語を加ふ）

下總國葛西御厨注文（按に此注文凡三通あり。一通には御厨入部之注文とあり。但原書には一々分別を載せたれど此に省く）

一猿俣

一小鮎（按に今的小合なり）

一金町

一飯塚

一曲金

香取社寶殿造營役所（按に一通には）

一下小岩

（按に今は上下の間に中村を置く）

一二江

一長島

一鹿骨

一今井

（按に今は上に下に分る）

一上小岩

一下篠崎

一澁江

一下木毛河

一東小松河

一奥戸

一西小松河

一隅田

一立石

一堀内

木庭袋

青戸

木庭袋

合二丁半

一龜津村

一堀切

一立石

一堀内

木庭袋

青戸

木庭袋

合二丁半

（按に原書如此一行に寫す。又堀内を更に一村の如く寫せるものあり。木庭袋は今の上下千葉なり。風土記にも舊名は北條役帳に見えし千葉袋なるべし。）

のあり。左に抄出す。

如レ仰改年之御吉兆、雖ニ漸事舊候、彌々以不可有三際限候、仍武州葛西庄御神料候之間、其子細先年一樂兵庫方被越候キ、其時葛西庄先法何れの代より相違候之哉、左様之義は只今改而承候事、然其房州此方へ敵對候間、彼國本意付而は御供之儀、別儀有間敷候、其一廉無之間者、兎角不可承由兵庫方へ被歟候て當座御最花錢五千疋被進候キ准分御誠精候て、房總兩國本意付而は、別義有間敷候、委細口上申候間令省略候、恐々謹言、

二月廿七日

家貞花押

一神主殿御報

家貞は石巻下野守なり。一樂は一樂の略なり。房州敵對とは。弘治二年に氏康里見義弘と三浦に於て對陣の節のこと

をいふなり。

按に右文書に武州葛西庄とあることは實に異聞なり。徳川氏以前。葛西は已に武藏に屬せし由。編者往々諸書を引て考證したれど。徳川家より出せる朱印の外には。絶て其明據を得ざりしに。今この文書に明に武州とあるを以て。其武藏に入りしこの久しきを知れり。されど此以前の文書には皆下總國と見えたれば。武藏に屬せしは蓋し天文の頃にもあるべき歟。猶考ふべし。

右一項は故小宮山綏介翁の考なり。大に參證と爲すに足る

るべきよしを注せり。千葉は木庭の訛りならん。今も其小字に葉といふあり。堀内は役帳に見え。これも今は何村に屬せしかばならず。

重民按に。立石村の小名に堀之内あり。或は是なるにや。

一小松江（按に今不詳）

一龜無（按に今不詳）

一上袋（按に今不詳）

一平江（按に今）

一西一江

已上三十八ヶ村加定都合公田百三十二丁六十步

應永五年八月日（按に一通に）

應永五年八月日（按に此あり）

按に右御厨のことの最古きは。同文書、承久三年五月十二日財主領家占部安元の讓狀に。永處分渡占部安近、下總國葛西御厨領家職事。合三十三郷者、右彼御厨者、爲ニ一圓神領、奉致ニ恵例二宮神稅上分之勤訖云々と見え。建治元年及永仁二年文書には。合三十三郷（上葛西下葛西）者云々と見えたれば。御厨となりしは。猶その以前のことにて。建治の頃は已に上下葛西と分ち唱へしなり。（香取文書、文永の頃のものに下葛西あり）されど上下の界は今詳ならず。或は今の東葛西なる上之割、下之割のこと歟。又三十三郷といふも。頗古代の稱にて應永の頃は已に四十一ヶ村ありしことは。上の村名にて知らるべし。其後次第に開墾して新田益多くなり。舊幕府のときは。本所深川を外にして。百二十一ヶ村あり。

又弘治の頃北條家より出せる文書に。殊に考證となるべきも文書なり。

本編第四卷葛飾所屬の條を對照するを要す。

◎追記瀧野川の補遺

近藤守重甲冑石像に關する上申書

近藤重藏守重が甲冑の石像は。北豊島郡瀧野川村正受院に在り。本編第三卷に其の事を記載せしが。當時守重が寺社奉行松平伯耆守の尋問に答へし上申書を掲ぐるの違なく。遺憾ながら其の儘に爲し置きしに。今次幸に之を得たればて、に追記す。これは彼の甲冑石像に關しては。缺くべからざるの緊要文書なり。

私墓地構之内洞穴に差置候、甲冑を著候石像之儀者、去る寛政十一年蝦夷地爲御用、彼地へ被差遣候砌、東は魯西亞國境、西者韃靼國境迄罷在、地勢見極、右異國境御取締之筋可申上候御主意に付、私壹人罷越候節、夷狄之於地非常之節、甲冑弓鐵砲可相用は、當前に候得共、私小身者之儀故、鐵砲は伺之上持越申候、則松前より、東海凡四百有餘里、エトロフ島と申候、古來日本船更に往來無之離島に候得共、私儀初て渡海仕、猶夫より先島々へ相進み候、手配之處、大體是迄往來も無之程之場所にて、格別之難海荒沢之瀬戸に付、私壹人繩織之夷船へ乗、風波を凌押渡候儀故若身を海底に沈、體を鯨鯢に葬候共、匹夫下郎之身柄も同様にては、武門之恥辱而已にも無之、御用先御威光にも拘り候儀と、於中流甲冑取出著用仕、加之先年アツケシと

申候所之酋長イトコイと申者、夷人を殺害之上、甲冑を用意仕、手下七八十人召連、同島へ立籠居候に付、毒矢射かけ可レ申ル難計段、案内之夷人申聞候間、猶更致用心、甲冑之儘上陸仕候、其節は八朔にて、生憎大風荒吹、四方より逆浪卷上、夷船は水底にしづみ候如く、鹽風強故、鬢髮半面如霜相成、夷人も半死半生にて船押候得共、渦巻候汝路何分糧取不レ申、既に覆溺にも可レ及處、私儀甲冑の儘、長刀を抜、夷人を指揮仕、船方於ニ不精^ハは忽許捨可レ申旨申渡、九死一生にて漸渡海仕、中々以只今書面に相認候様成、縁が成事には無ニ御座候、其段歸府後、立花出雲守殿へ委細由上候處、松平伊豆守殿へ御咄被^レ成候へば、覺悟宣段御噂御座候由、御同人私へ御物語に御座候、一體玉トロノ島之儀者、古來更に往來無^レ之離島故、私罷越候砌も、初て日本人を見受候程の邊境にて、百年來魯西亞より段々手に入、同所夷人を手懷、其風俗も、彼國の髪形着服に仕立、又鐵砲を渡置候も有^レ之、既に魯西亞に蠶食併呑せらるべき様子に相見候處、私儀著岸、先以^ニ計略、右鐵砲并妖佛をも取上げ、魯西亞人建置候榜示、并邪宗の印杭等打倒し、右品は江戸表へ相廻、御用部屋へ差出申候、且彼國の風俗に相成候夷人共を、伺の上日本風俗に相改、剩日本の表柱を、カムイワツカオイと申高山の上へ押建、其段も言上に及び、其外魯西亞人へ服屬候、チコヅカミ申島の夷をも、歸伏爲

爲、イシカリ河原より、深山幽谷百八十里之間、是まで人跡無^レ之處へ、雪野に宿り、山越仕、カムタンと申大難所にて、破船覆溺に及び、御朱印迄も水中に浸候程の次第にて數日糧米を絶、魚食而已仕、其外極寒中に通船無^レ之所は、氷の上を歩渡、雪中丸小屋に野宿仕、又クナシリ島、アトイヤと申所よりネモロまで、九十里餘急御用にて立戻候節者、夷船にて晝夜風波を不^レ厭押切、其外千辛萬苦屈指に不^レ追候、畢竟異國境之地勢相糺爲^レ可^レ申、人跡無^レ之深山幽谷へ踏入、古來往還無^レ之離島へ押渡、御要害之筋專要取調、私一人之微力を以、東夷西戎を折衝仕候、意外右様人不知艱難に出逢候儀に御座候、是併於ニ武門^ニ者無^ニ比類^ニ勤方と存候得は、弓矢面目不可^レ過^レ之、御威光之程難^ニ有^レ責ては子孫へ武功之程をも相傳、彌忠勤を勵か^レ申と、右様肖像を彫刻仕、死後は棺中へ埋候心得にて御座候、然處私式之小官微祿に乍^ニ寵在^ニ身之程をも不^レ顧、古ヘ名將勇士之武功をしたひ候迎、不相應成重き御用向をも相勤、只管天下國家之爲、忠勤可^レ仕旨、粉骨碎身東夷西戎を横行仕、異國御取締之筋、最初私見込通、屹度相立候上、元來寛政九已年、文化元子年兩度松平伊豆守殿、戸田采女正殿へ東西蝦夷地御處置之儀、私存寄之趣、御取用相成、則各御用被^ニ仰付^ニ松前上地、同所奉行をも被^ニ仰付^ニ、右御用先に於て、現在甲冑相用候程之烈敷御用無^ニ滯相勤候儀に御座候處、犬馬

仕候上、私一手にて、周廻凡二百三十里の孤島を、新規開發仕、濱方十七ヶ所迄取立、夷人撫育、御德化を施申候、當時にては、土人タ近藤島と申なし候由及^ニ承候、大體遠島離島において、夷人を引受、猛獸之群に立入、夷狄を屈服爲^レ仕、殊に後詰之助も無^レ之、不敵に夷人之内へ、私壹人罷在候儀に付、度々甲冑弓鐵砲相用、御威光を示候儀に御座候、後々は土人共私異名をコソカネコヤシカムイと申候由に御座候、夫より十七ヶ年後、私小普請方相勤罷在候節、文化四年、蝦夷地へ被^ニ差遣候處、其砌は騒擾後南部津輕兩家之人數は勿論、佐竹勢庄内共、甲冑弓鐵砲懸引陣立、堀田攝津守殿御見分も有^レ之程之儀にて、私儀は松前より西海岸又候俄に蝦夷地へ被^ニ差遣候處、其砌は騒擾後南部津輕凡二百里計之奥蝦夷地リイシリ島迄、魯西亞人亂妨場所、爲^ニ見分^ニ可^レ罷越^ニ旨、堀田攝津守殿於ニ旅宿^ニ被^ニ仰渡^ニ則彼之地へ罷越、右御用向相勤候上、韓朝國境爲^ニ取調、同國へ往来仕候、カラフト夷人共相糺候砌、異國防戰之手配最中故、數度甲冑著用仕候、右は甲冑相用候程之儀に候得は、一所懸命之覺悟に及候は勿論にて、其段は御掛り若年寄衆は勿論世上之人々も存知罷在候儀に御座候、右之通太平二百年之御時節に當り、御奉公筋にて、十ヶ年之間再度甲冑著用候異國境または外寇之虎口へ罷出、且は漫々たる冰海、風波之難を凌、渺々たる沙漠霜雪を褥と仕、或は地理を見究之

の骨折は鷹隼と違ひ、天命不遇とは乍^ニ申、私儀堪情薄^ニ生質にも候哉、年來に不相應考朽に及び、邊塞之霜雪に氣血枯候哉、白髮蹉跎に罷成、聖明之御時節巧管は有^レ之間敷候得共、邊功^ニ水の泡と相成、其上又去己年四月、勤方不相應に付、小普請入差控被^ニ仰付^ニ候、乍^ニ去老ては彌壯に候は心懸候得共、天命何程に可^レ有^レ之哉、然は子孫へ武功之形見を殘し、彌忠勤之志を爲^ニ起候端にも可^レ相成^ニ哉と、建置候寸志の石像、是亦不相應^ニ仰付^ニ事に候は^ニ、右石像は後に載せ東海に爲^ニ浮候ても不^レ苦候、右石像は所謂鹿角之前建物に事寄候筋にも無^レ之、輪貫前建物に、私家紋鹿之抱角、金紋打候譯、前書之次第に御座候、右御噂御座候趣に付、此段申上候已上

午十二月

小普請組太田内藏頭支配

近藤重藏

午とあるは。文化七年庚午なり。

○追補

●隅田村正福寺

正福寺の事は本編第四卷に記したるが、寶治の古碑等に就き、前に引ける四方の道草の中第二に追記あれば、考古者の爲めに更に之を掲ぐ。

辛卯（天保二年）九月六日隅田村に遊び正福寺に過る。昔

こゝに來りし時は。坊の庭高麗芝をふせて青甃を敷かごとく。向ひに少しばかり木立ありてその下に寶治の古碑あり。又其かたはらにいともあるき五重の石塔婆を見る。この石塔婆は寺内に池を掘し時出しと云。鎌倉塔の辻に在所の塔と同じ程の時代の物と見ゆ。又池上本門寺の山にある池上左衛門あかしるしの石にも彷彿たり。今日きて見るに古碑も石の古塔婆も在し所に見えず。寺内を見ありくに。庭の南墓所の入口茂木のもとに寶治の古碑を見る。もと碑の姿を覚え居たればこそそれと見認ぬ。初てみるもののはいかで數百年のものなるを見しるべき。五重の石塔婆はいづれも見えず。思ふにこの石塔婆墓じるしめかぬるもて。數奇の輩にうりあたへしにや。寶治の古碑をもの陰に片づけしにて押て俗僧の心なきを知らる。又もとの高麗芝のいつくしかりしも今はなし。たゞ松の四もと五もとあるも半枯たるやうにて塵だに拂はず。坊のうしろに紫竹を植めぐらして裏に清らに茶亭ありしも。今は跡かたもなし。考へ見るにもとこしは三十餘年を経れば。住僧の移轉もあまた度にて。かくはうつろひ行にこそ。客殿に弘法大師あり。八十八箇所巡拜のうち也と云。拜して去る。

○旗上石

旗上石の事も第四卷に記したるが。是も同書に見えたればこそに追記す

旗揚（實物には旗上とあるよし夢跡集等に見えたり）。幡宮の事もと渡邊周助が話を聞たるまでにて。今日まで詣る事もなかりし。是も隅田村の内百姓源右衛門といふ者のもとに在り聞まゝに源右衛門を尋るに。今は其子五郎兵衛といふが跡を續たり。然るに併の旗揚八幡宮と彫たる古碑文字剥蝕してよみかたきを。近ごろ手入してよみがたき文字に刀を下し。誰も誰もよみ得安きやうにこしらへたるをもて古色を失ひ。やがて似せつくられたる物のやうに成て。あたりの評もよからぬをもて。かくし置て人に拜せしめすと。路傍の僧にもあらぬ頭まろめたる者ひと語る。されど試みて古色を失ひ。やがて似せつくられたる物のやうに成て。あたりの評もよからぬをもて。かくし置て人に拜せしめすと。のうちを四五丁行ば。道の西かは羅漢眞木といふ木もて垣としつき／＼しく住なせる家也。入て事のよしを問に祠はいまだ營ます。内に納め置侍るとぞ。あるじの五郎兵衛しかしか事の由も聞えず。つきもなければ。その掘出せし所はいづこぞと問て。かしことさし教へしを餘波に立出。」編者探査の際薄暮なりしかば。實を得るに由なかりし。好古者は宜しく尋ねらるべし。

發行所

東陽堂支店

本書は、我が風俗畫報に、多年経験ある、畫工山本松谷子が、最近の漫畫にして、音匠の斬新なる、自雲畠を離れて、油然風を起し、一枚の彩毫揮ひ來つて、鳥は啼き、花は笑ひ、百態の人物、活躍せり。刷印又鮮明して、其筆意を失はざるは窮かに誇る處なり。世に松谷子の畫才を知らんと欲するものは漫畫を繙きてよ、紳士淑女、明窓淨几の下に、好侶伴たるべく、初學の徒爲めに購ひて、粉本となせ。

長三洲先生題辭
穂波徳明書、小野藤太君共著 西田五三書
習字法全 一冊定價金二十五錢
郵稅金四錢
本書は、小學校教則大綱に基きて、編述したものなり。凡そ生徒の習字を爲すに當りて、能く姿勢を整へ、執筆及運筆の法を正くし、字形をば整正に、運筆をして迅速ならしむることを期し、煩を避けて、平易簡単に、實用を旨とすれば、初學其の門に入るべき捷徑ならむことを信す。小學教員の教科參考用書並に生徒の教科書として、必携の良書なるべし。
乞ふ速かに一本を購求あらしむることを

山本松谷先生畫

新案松谷漫畫

第一編

發行所

東京市神田區通新石町三番地
(電話本局)

東

陽

堂

日本名所圖會		毎月一回二十日發行		
		表價	冊數	定期
一	冊	金	十五	錢
二	十	冊	金七十一	錢
三	十	冊	金一圓三十五錢	錢
四	十	冊	金二圓五十五錢	錢
五	十	冊	金二十錢	錢
六	十	冊	金一圓四十五錢	錢
七	十	冊	金二圓七十五錢	錢

注記
○本誌は前金御洋文の外送本せず
○爲替付は神田郵便局へ振込の事
○郵便代用は一刻鐘にて五厘一錢の切手に

明治四十三年十月十五日印刷

明治四十三年十月十五日發行

著作権所有

印刷人

編輯人

田中市之助

田中市之助

田中市之助

田中市之助

田中市之助

所擇賣會圖名所

京橋區尾張町	東海堂	本郷區富士町	盛春堂
神田區表神保町	東京堂	神田區神保町	ヒタ屋書店
日本橋區住吉町	合資會社北隆館	京橋區銀座四丁目	春祥堂
京橋區鈴屋町	良明堂	京橋區銀座四丁目	北光社
京都東梅田町	至誠堂	越後國新發田	春藤治吉
京都北新橋二條南	盛文館	高知市種崎町	桜本利吉
京都御光寺通東入	合名會社芸艸堂	信濃國上諏訪町	桂見文昌
三共社	信濃國木賀郡	鹿児島市仲町	吉田幸兵衛
下總國水海道		宮坂書店	
新潟縣		鶴見文昌	

新刊

明治十九年 大洪水地震被害錄

明治十二年 諸國災害圖會 全三冊 邮稅金四拾五錢

明治十三年 各地水害圖會 全一冊 邮稅金一元

子爵 金子堅太郎君序
子爵 秋元興朝君序
子爵 末松謙澄君序
故田口米作吾著

日曜新聞主幹
神東博君增訂

色彩新論

定價金七拾錢 邮稅金六錢

森羅萬象一として色彩ならざるなし、華麗と云ひ優美と賞し嵩高と稱し雄大と云ふも皆是れ色彩上の判断に基く外なく、應用の廣くして且つ深き色彩の學に及ぶものなし、然かも本邦未だ是れに關する良書あるを聞かず、故田口米作先生丹青の技を揮ふの餘暇常に心を色彩の研究に委ね材料を採集し新に考案を立て以て證述する所蔚として冊を成す、然るに先年不幸病歿せられ多年の苦心空しく篠底に没せんことを憂ひ、茲に神東博先生の校訂を經て公にせられたるものなり、其色彩の原則及適用を記する映序整然歴史的考證より裝飾應用に至る迄議論精確實に繪畫界必須の大著述たるのみならず苟も色彩に趣味を有する諸君の座右缺く可らざるものなり

新刊

明治四年 十三年 風俗畫報水害號	明治十二年 諸國災害圖會	明治二年 九年 大洪水地震被害錄
全二冊 邮稅金一元	全三冊 那稅金四拾五錢	全三冊 那稅金四拾五錢
正價金拾五錢	正價金五元	正價金四拾五錢

上卷 那稅金一元

正價金拾五錢

錢

全一冊 那稅金一元

正價金拾五錢

錢

全二冊 那稅金一元

正價金拾五錢

錢

大日本帝國地形全圖

十五 一部 定 價 歐文	一部 定 價 和文	無仕立 折立 並立 仕立 上軸 同ニス引
金四圓 五拾錢 金五圓	金四圓 五拾錢 金五圓	金四圓 五拾錢 金五圓
金六圓 五拾錢 金七圓	金六圓 五拾錢 金八圓	金六圓 五拾錢 金七圓
金八圓 五拾錢 金九圓	金八圓 五拾錢 金十圓	金八圓 五拾錢 金九圓
金十圓 五拾錢 金十一圓	金十圓 五拾錢 金十二圓	金十圓 五拾錢 金十一圓

過送料

無仕立折本

並立

上軸

同ニス引

過送料

無仕立折本

並立